

町公式SNSを紹介します

まちの最新・HOTな情報を手に入れよう!!

今すぐ
チェック!

Facebook

アカウント
@AridagawaTown

Twitter

アカウント
@join_hajimail

Instagram

アカウント
@aridagawa_official

ARIDAGAWA TOWN

有田川町

2021

暮らしのガイドブック

行政 INDEX

届け出と証明	34
税金	38
年金・保険	40
福祉・介護	46
健康	57
子育て・教育	59
生活環境	66
産業	74
議会・選挙	76
主な公共施設	77

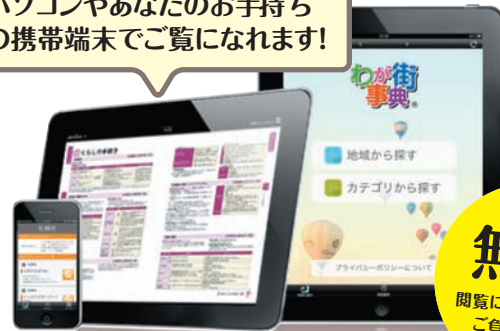
行政ガイド内のお問い合わせ先について

吉備: 吉備庁舎 金屋: 金屋庁舎 清水: 清水行政局

About a digital book

令和3年8月下旬頃更新予定

有田川町 暮らしのガイドブックが電子書籍に!!

わが街
事典®パソコンやあなたのお手持ち
の携帯端末でご覧になれます!

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください

「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら



Trust, Challenge, Progress

鉄骨・橋梁・4面BOX・BH・試験体製作

ISO9001取得



竹島鉄工建設株式会社

〒643-0813

和歌山県有田郡有田川町西丹生園285-1

TEL 0737-52-5454

https://www.takeshima-tekko.com



届け出と証明

戸籍に関する届け出

吉備 住民課 住民班 **金屋** やすらぎ福祉課 住民班 **清水** 住民福祉室 各出張所・連絡所

届け出の種類	届出期間	届出人	届出書と共に必要な物
出生届	生まれた日から14日以内	父、母など	☐ 出生証明書 ☐ 母子健康手帳 ☐ 届出人の印鑑(朱肉を使用するもの)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族など	☐ 死亡診断書 ☐ 届出人の印鑑(朱肉を使用するもの)
婚姻届	届け出の日から法律上の効力が発生	夫 妻	☐ 夫妻双方の印鑑(朱肉を使用するもの) ☐ 有田川町に本籍のない方は戸籍の全部事項証明 ☐ 本人確認書類 ☐ 未成年の場合は父母の同意書
離婚届	協議離婚の場合は届け出の日から法律上の効力が発生	夫 妻	☐ 夫妻双方の印鑑(朱肉を使用するもの) ☐ 有田川町に本籍のない方は戸籍の全部事項証明 ☐ 本人確認書類
	裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定から10日以内	訴えを提起した者、または調停の申立人	☐ 届出人の印鑑(朱肉を使用するもの) ☐ 裁判離婚の場合は調停調書謄本、または審判書もしくは判決の謄本と確定証明書
養子縁組届	届け出の日から法律上の効力が発生	養親および養子(養子が15歳未満の場合は法定代理人)	☐ 届出人の印鑑(朱肉を使用するもの) ☐ 有田川町に本籍のない方は戸籍の全部事項証明 ☐ 未成年を養子とする場合は家庭裁判所の許可書(自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は不要) ☐ 本人確認書類
入籍届	届け出の日から法律上の効力が発生	入籍する本人(入籍する本人が15歳未満の場合は法定代理人)	☐ 届出人の印鑑(朱肉を使用するもの) ☐ 家庭裁判所の氏変更許可の審判書謄本 ☐ 有田川町に本籍のない方は戸籍の全部事項証明
転籍届	届け出の日から法律上の効力が発生	戸籍筆頭者および配偶者	☐ 戸籍筆頭者および配偶者の印鑑(朱肉を使用するもの) ☐ 戸籍の全部事項証明(有田川町内で転籍する場合は不要)
不受理申し出 ※本人の意思に基づかない届け出を防止するための申し出	申し出を受け付けた日時分から効力が発生	(申出対象の届け出) 婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知	☐ 本人確認書類 ※原則本人が開庁時間内に来庁することが必要。

※婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届を出す方は本人確認の対象となるため、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)をお持ちください。なお、本人確認ができないときは、郵送による通知を行っています。

〈 広告 〉

人生は、これからが面白い!

一緒に働きませんか?
(原則60歳以上の方)

会員の声
●健康増進・収入UP・新しい仲間。

一石三鳥!!
※女性会員も活躍中です!

各事業所様へ
様々なお仕事も引き受けます
シルバニにおまかせ下さい!!

お問い合わせ先
公益社団法人 有田川町シルバー人材センター
TEL.0737-52-4567 FAX.0737-52-4457
〒643-0801 有田郡有田川町徳田14-5

あなたの笑顔 ありがとう

中型三種・普通三種教習実施の伝統校です。
(御坊・海南間で上記三種教習実施は当校だけ)

中型(一種・二種) 普通(一種・二種) 準中型 二輪(普通・大型)

和歌山県公安委員会指定
有田自動車学校
有田郡有田川町明王寺112
JR藤並駅東口から徒歩約3分
0120(52)4415
TEL 0737(52)4415

住民異動などに関する届け出

吉備 住民課 住民班 **金屋** やすらぎ福祉課 住民班 **清水** 住民福祉室 各出張所・連絡所

届け出の種類	届出期間	届出人	届出書と共に必要な物
転入届 他市区町村から引っ越してきたとき	町内に住所を移した日から14日以内	本人、世帯主、世帯員 代理人選任届が必要になる場合もあります。	☒ 転出証明書 ☒ マイナンバーカード(持っている方のみ) ☒ 住民基本台帳カード(持っている方のみ) ☒ 在留カードまたは特別永住証明書(外国人の方)
転出届 他市区町村へ引っ越すとき	町外へ住所を移す日までに		☒ 国民健康保険証(加入者のみ) ☒ 各種医療受給者証 ☒ 印鑑登録証(登録していた方のみ) ☒ マイナンバーカード(持っている方のみ) ☒ 住民基本台帳カード(持っている方のみ)
転居届 町内で住所移動をしたとき	住所を移してから14日以内		☒ 国民健康保険証(加入者のみ) ☒ 各種医療受給者証 ☒ マイナンバーカード(持っている方のみ) ☒ 住民基本台帳カード(持っている方のみ) ☒ 在留カードまたは特別永住証明書(外国人の方)
世帯変更届 世帯主が変更したとき	変更があった日から14日以内	世帯主、世帯員	☒ 国民健康保険証(加入者のみ) ☒ 各種医療受給者証

※届け出をされる方は、届出人の本人確認のため官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。なお、本人確認ができないときは、郵送による通知を行っています。

マイナンバーカード

吉備 住民課 住民班 **金屋** やすらぎ福祉課 住民班 **清水** 住民福祉室 各出張所・連絡所

マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードはプラスチック製のカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真、裏面にマイナンバー(個人番号)が記載され、公的な本人確認書類として利用できます。また、マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。初回交付にかかる手数料は無料で、有効期限は発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目の誕生日)までです。

▶ 電子証明書を搭載

電子証明書とは、インターネットなどによるオンライン手続きにおいて、なりすまし、改ざん等の危険性を防ぐための確かな本人確認手段です。マイナンバーカードには電子証明書を搭載しており、住民票・印鑑証明書のコンビニ交付サービスや、e-Tax(国税電子申告・納税システム)などに利用でき、有効期限は発行日から5回目の誕生日です。

マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードは希望者に、初回無料で交付します。マイナンバーをお知らせする『通知カード』または『個人番号通知書』と一緒に同封されている『個人番号カード交付申請書』で申請を行ってください。なお、申請書を紛失した場合や、住所異動・氏名変更があった場合は、窓口まで新しい交付申請書の受け取りにお越しください。

◆ スマートフォンで申請

- ①スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録
- ②登録されたメールアドレス宛に通知される申請者専用WEBサイトにアクセスし、スマートフォンのカメラで撮影した顔写真を登録

③画面の案内にしたがって、その他必要事項を入力し送信すると、登録したメールアドレス宛に申請が完了した旨のメールが届き申請完了

◆ 郵送で申請

- ①電話番号欄、申請日欄に記入し、申請者氏名欄に署名または記名・押印
- ②顔写真(縦4.5cm×横3.5cm、最近6カ月以内に撮影、正面、無帽、無背景のもの、裏面に氏名・生年月日を記入、白黒の写真でも可)を貼付
- ③同封の送付用封筒(紛失の場合は各窓口で配布します)に入れて郵送

▶ 顔写真撮影サービスご利用を

各庁舎や出張所・連絡所の各窓口では、マイナンバーカード申請用の顔写真を無料で撮影するサービスを行っています。ご自身で写真撮影が困難な方や、職員に相談をしながら申請をされたい方は、ぜひご利用ください。

マイナンバーカードの交付

申請から約1カ月でカードが完成するので、交付通知書(封書)を郵送します。受取場所は、交付通知書に記載されている各庁舎・行政局の窓口です。受け取りのため来庁されるときは、『通知カード』と『交付通知書』、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。なお15歳未満の方や成年被後見人の方の場合は、法定代理人が同行してください。※令和2年5月25日以降に出生などで新たに個人番号を取得された方は『通知カード』は交付されていません。本人が病気や身体の障害その他やむを得ない理由により受け取りに來れない場合は、代理人に受け取りを委任できます。その場合は、本人と代理人それぞれの写真付の本人確認書類、委任状および診断書など、受け取りに來れないことを証明する書類が必要となります。

印鑑の登録をするとき

本人が申請

- 登録する印鑑
- 顔写真のついた官公署発行の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）



申請

即日、印鑑登録証を交付するので、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

- *本人確認書類をお持ちでない方は、保証書（有田川町で印鑑登録されている方が保証したもの）が必要となります。
- *各出張所・連絡所で申請した場合は、印鑑登録証（カード）交付まで2日を要します。

代理人が申請

- 登録する印鑑
- 代理人選任届（本人以外の方は、必ずお持ちください。）
- 代理人の印鑑および本人確認書類



代理申請

役場から本人（登録申請人）あてに「照会書」を郵送します。



*照会書を送付した日から30日以内

登録申請された各庁舎および各出張所・連絡所へ登録する印鑑、回答書、代理人の本人確認書類と印鑑をお持ちください。

印鑑登録証を交付します。

◆印鑑登録手数料 新規:200円 再交付:500円

こんな印鑑は登録できません！

- 氏名以外のものが彫られているもの
- 欠けているもの
- ゴム印、その他変形しやすいもの
- 印影の大きさが8mm以下または25mm以上のもの
- 町長が不適当と認めたもの

登録した印鑑をなくしたとき

※直ちに届け出をしてください。

- 登録証と新しい印鑑を持って登録の変更をしてください。
- 再登録するには「印鑑の登録をするとき」に同じです。

外国人に関する届け出

吉備 住民課 住民班 金屋 やすらぎ福祉課 住民班 清水 住民福祉室 各出張所・連絡所

外国人の住民基本台帳制度について

中長期在留者や特別永住者などに該当する外国人の住民の方にも、日本人と同じく住民票が平成24（2012）年7月9日から作成されています。

それまでの外国人登録制度では、外国人の方の町外への住所変更の際の届け出は新しい住所地への届け出のみでしたが、現在は日本人と同じく転出届と転入届が必要です。

なお、在留資格・在留期間の変更などについては、入国管理局と市町村の両方に届け出が必要でしたが、入国管理局のみへの届け出で済みます。

各種証明書の発行

吉備 住民課 住民班 金屋 やすらぎ福祉課 住民班 清水 住民福祉室 各出張所・連絡所

各種証明書の発行

種類	手数料	申請時の注意事項
住民票	200円	住所地で発行します。本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）が必要です。第三者の方は、交付に制限があります。
戸籍の全部・個人事項証明	450円	
除籍謄・抄本	750円	本籍地で発行します。本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）が必要です。
原戸籍謄・抄本	750円	直系血族および配偶者以外の方は、交付に制限があります。
戸籍の記載事項証明	350円	
戸籍の附票	200円	
身分証明書	200円	本籍地で発行します。本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）が必要です。本人以外の方は、交付に制限があります。
印鑑登録証明書	200円	印鑑登録証（カード）をお持ちください。なお、申請書には登録者の住所、氏名、生年月日を記載していただきます。
自動車臨時運行許可証	750円	自賠責保険証・車検証をお持ちください。（清水行政局の各出張所・連絡所ではお取り扱いできません）

※手数料は令和3（2021）年1月1日現在

戸籍・住民票の写しは郵送でも申請することができます

- 必要事項を記入した申請書
 - 手数料（郵便局で購入できる定額小為替）
 - 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード、健康保険証など）の氏名・現住所記載面のコピー
 - 返信用封筒（郵便番号・宛先を記入し、切手を貼っておいてください）
 - その他必要に応じて戸籍など（直系血族関係などを確認するため）のコピー
- ※直系血族および配偶者以外の方は、交付に制限があります。
- ※代理人の方が請求される場合は、委任状も同封してください。
- ※郵便事情により日数を要しますので、余裕をもって請求してください。

住民票の広域交付

住所地以外の市町村役場でも住民票の交付を受けることができます。ただし、本籍や転居などの履歴は記載されません。

交付申請に必要なものは、印鑑・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）です。

交付請求できる方は、本人または、同一世帯員のみです。

休日の証明書発行について

あらかじめ平日に、本人からの電話予約が必要です。住民票・印鑑登録証明書に限りです。代理は不可です。電話予約時に持参していただくものなどを説明しますので、必ず本人が持参して来庁ください。※清水行政局の各出張所・連絡所ではお取り扱いできません

コンビニ交付

全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写し、印鑑登録証明書が取得できるサービスが令和3年2月1日から始まりしました。

マイナンバーカードとコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機（キオスク端末）を利用して、証明書を請求し取得できます。

利用できる時間は、午前6時30分から午後11時00分まで（年末年始（12月29日から翌年1月3日）、保守点検日を除く）です。

利用できる方は、有田川町に住民登録していて、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方です。

◆取得できる証明書

住民票の写し（世帯・個人）	有田川町に住民登録がある「本人または同一世帯員のもの」および「同一世帯全員」の記載されたもの。 ※本籍・筆頭者、続柄、マイナンバー（個人番号）などの記載の有無を選択することができます。
印鑑登録証明書	印鑑登録されている本人分に限りです。 ※コンビニ交付の際に印鑑登録証は必要ありません。

※コンビニ交付のシステム的な制限として、次の方の証明は取得できませんので、窓口・郵送で請求してください。

- 転出予定の方（転出届を出した人）の住民票の写し・印鑑登録証明書
- 転出予定の方が含まれる場合の住民票の写し
- DV措置支援対象者などの発行制限者
- 氏名、住所などの履歴が記載された住民票を取得したい方（氏名、住所などの履歴は記載されません）

住民票の写しなどの第三者交付に係る本人通知等制度について

この制度は、住民票や戸籍謄本などを第三者（本人などの代理人および本人など以外の者）に交付したとき、交付したことの通知が欲しいと事前に登録していた人に対して、その事実を通知するものです。

本人通知をすることにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になります。また、制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待されます。

この制度の利用は希望者に限るため、事前に登録が必要です。

種類	納税義務者	備考
町民税	●1月1日現在、町内に住所がある方 ●1月1日現在、町内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、町内に住所がない方	税額は、前年の所得をもとに算出しますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。 ただし、給与収入のみの方、公的年金のみの方、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。
固定資産税	●1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有する方	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、毎年4月1日から第1期納期限までです。縦覧場所は、吉備庁舎です。
軽自動車税	●4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農業作業用を含む）を所有する方	身体・精神に障害のある方などが所有する軽自動車については、障害の程度により、一台に限り税金を免除する制度があります。 この適用を受けるためには、納期限までに申請が必要です。
国民健康保険税	●有田川町に住所を有し、国保加入者がいる世帯の世帯主	国保加入者および世帯主は所得割額算定・軽減判定・高額療養費限度額判定のため、所得がない場合でも、必ず所得申告が必要です。

納期について

町県民税（普通徴収）	期別	納付期限
	第1期	6月末
	第2期	9月末
	第3期	11月末
軽自動車税	期別	納付期限
	全期	5月末
固定資産税	期別	納付期限
	第1期	5月末
	第2期	9月末
	第3期	11月末
固定資産税	期別	納付期限
	第4期	1月末

国民健康保険税	期別	納付期限
	第1期	7月末
	第2期	8月末
	第3期	9月末
	第4期	10月末
	第5期	11月末
	第6期	12月末
	第7期	1月末
国民健康保険税	期別	納付期限
	第8期	2月末

●町県民税の特別徴収については、月割額を翌月10日までに納付してください。

納付は、口座振替をご利用いただくと便利です。

税金は、金融機関にあるあなたの口座から自動振替の方法で納めることができます。口座振替を利用されますと、納期ごとに金融機関にお出かけいただくなくても、自動的に指定口座からお支払いいただけます。ぜひご利用ください。

口座振替の申し込み手続き

対象	町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、町営住宅使用料および駐車場使用料、上下水道使用料、後期高齢者医療保険料
取扱金融機関など	紀陽銀行、ありだ農業協同組合、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行
申し込み方法	あなたの預金口座のある取扱金融機関などの窓口でお申し込みください。 ※必要なもの ☒ 申込用紙 有田川町役場吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局、出張所・連絡所および町内各金融機関などに備え付けてあります。 ☒ 預貯金通帳および通帳届出印

預金残高が不足しますと振り替えができませんので、納期前に確認してください。
既に口座振替をご利用になっている方については、そのままご利用いただけます。



証明書と手数料

本人確認書類をお持ちのうえ、申請書に記載して申し出てください。なお、交付を受ける方が下記表内以外の場合は委任状が必要です。

種類	手数料	交付を受ける方
町県民税課税（所得）証明書	1枚 200円	同一世帯内
固定資産税評価証明書	1枚 200円	本人および同一世帯内の親族または相続人
納税証明書	1枚 200円	同一世帯内
軽自動車税納税証明書（車検用）	無料	制限なし

※手数料は令和3（2021）年1月1日現在

▶ 郵送で請求する場合

※必要事項を記入した申請書、手数料（郵便小為替）、返信用封筒（宛先明記のうえ切手を貼ったもの）を同封して請求してください。
※代理の方が請求される場合は、委任状も同封してください。

▶ 休日の証明書発行について

※あらかじめ平日に電話予約が必要です。

有田川町ご当地ナンバープレートを交付しています



原動機付自転車（50cc以下のバイク）に、オリジナルナンバープレートを交付しています。
現在、使用している車台のナンバープレートからご当地ナンバープレートへの交換も可能です。手続きには、現在のナンバープレート、車台番号の石刷りが必要です。



年金・保険

国民年金

吉備 住民課 保険年金班 **金屋** やすらぎ福祉課 住民班 **清水** 住民福祉室 各出張所・連絡所

国民年金に必ず加入しなければならない方

国民年金(基礎年金)は、20歳以上60歳未満の方が40年間加入して、65歳から満額の老齢基礎年金を受け取る仕組みになっています。このため、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、全員が国民年金に加入しなければなりません。

◆第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者と学生、フリーター、無職の方など(第2号および第3号被保険者に該当しない方)

◆第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員(会社員や公務員などの方)

◆第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

▶被保険者の資格などに関する届け出

◆第1号被保険者

こんなとき	届け出に必要なもの
会社などを退職したとき	☒ 社会保険資格喪失証明書または離職票など退職日が分かるもの ☒ 年金手帳 ☒ マイナンバーカード
配偶者が勤める会社の健康保険の被扶養者でなくなったとき	☒ 社会保険資格喪失証明書 ☒ 年金手帳 ☒ マイナンバーカード
海外在住の日本人の方が帰国したとき	☒ パスポート ☒ 年金手帳 ☒ マイナンバーカード
外国人の方が日本に住むとき	☒ パスポート ☒ 在留カード

〈 告 告 〉

楠林鍼灸整骨院

施術時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	○	○	○	/	○	○
16:00~19:00	○	○	/	/	○	/

※日曜・祝日は定休日です。
※木曜日は1日訪問日のため施術所はお休みです。

〒643-0152 有田郡有田川町金屋110-3
TEL **0737-20-1565**

◆第2号被保険者および第3号被保険者

厚生年金および共済組合に加入して第2号被保険者および第3号被保険者になったときの届け出は、勤務先の事業主または共済組合が行いますので、ご自身で届け出をする必要はありません。必要な書類などについては、勤務先にお問い合わせください。

希望すれば加入できる方

次の(1)から(4)のすべての条件を満たす方は、希望により国民年金に加入することができます。

- (1) 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- (2) 老年基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- (3) 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
- (4) 厚生年金保険、共済組合等に参加していない方
 - ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
 - ・外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方も加入できます。

保険料

- 定額保険料…月額 16,610円(令和3年度)
- 付加保険料…月額 400円(第1号被保険者の方で希望される方)

保険料の納め方

日本年金機構が発行した「納付書」で翌月末日までに、お近くのコンビニエンスストア・金融機関・郵便局で納められます。安心して便利な口座振替制度もあります。また、クレジットカードによる支払いも可能です。

▶前納(前払い)で納める

一定期間分の保険料をまとめて前払いすることができます。保険料をまとめて前払いすれば、保険料が割引されます。口座振替と併せてご利用いただくとさらに割引されます。

給付に関する届け出

▶65歳になったとき

年金は、年金を受ける資格ができたとき自動的に支給が始まるものではありません。ご自身で年金を受けるための手続き(年金請求)を行う必要があります(60歳から64歳の間に繰り上げて年金を受けることもできます)。

◆届出先

第1号被保険者期間のみ……各庁舎担当係
第3号被保険者期間を含む…年金事務所

◆必要なもの

- ☒ 年金手帳
- ☒ 預金通帳(本人名義)など
- ☒ マイナンバーカード

▶病気やけがで障害になったとき

障害年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者が、法令で定める障害の状態に該当し、かつ障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日において一定の保険料納付要件を満たしている方が受けることができます。

◆届出先

初診日が第1号被保険者 ……各庁舎担当係
初診日が第3号被保険者 ……年金事務所
20歳前に障害者になった場合…各庁舎担当係

免除・猶予制度

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。また、学生の方には、学生納付特例制度があります。

国民健康保険

吉備 住民課 保険年金班 **金屋** やすらぎ福祉課 住民班 **清水** 住民福祉室 各出張所・連絡所

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している方、後期高齢者医療制度の対象となる方、生活保護を受けている方以外は、すべての方が国民健康保険の加入者となります。

各種、届け出の際、マイナンバーの記入が必要となる場合がありますので、お越しの際はマイナンバーカードをご持参ください。別世帯の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。

※国民健康保険税については、税金のページでご確認ください。

自己負担割合

義務教育就学前	義務教育就学後70歳未満	70歳以上75歳未満
2割	3割	2割または3割 ※所得に応じて負担割合が異なります。

こんな時は届け出を！

	手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から転入したとき	☒ 転出証明書 ☒ マイナンバーカード
	職場の健康保険をやめたとき	☒ 職場の健康保険をやめた証明書 ☒ マイナンバーカード
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	☒ 被扶養者でなくなったことが分かる証明書 ☒ マイナンバーカード
	子供が生まれたとき	☒ 母子健康手帳 ☒ マイナンバーカード
国民健康保険をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	☒ 保護廃止決定通知書 ☒ マイナンバーカード
	他の市町村に転出するとき	☒ 保険証 ☒ マイナンバーカード
	職場の健康保険に加入したとき	☒ 国民健康保険と職場の健康保険の両方の保険証 ☒ マイナンバーカード
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	☒ 保険証 ☒ マイナンバーカード
その他	死亡したとき	☒ 保険証 ☒ マイナンバーカード
	生活保護を受け始めたとき	☒ 保険証 ☒ 保護開始決定通知書 ☒ マイナンバーカード
	町内で住所が変わったとき	☒ 保険証 ☒ マイナンバーカード
	世帯主や氏名が変わったとき	☒ 保険証 ☒ マイナンバーカード
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	☒ 保険証 ☒ マイナンバーカード
	修学のため別に住所を定めるとき	☒ 保険証 ☒ 在学証明書 ☒ マイナンバーカード
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	☒ 本人を確認できるもの(運転免許証、使えなくなった保険証など) ☒ マイナンバーカード

有田川町の市外局番は **0737** です

ARIDAGAWA TOWN life guide book



国民健康保険の給付

種類	給付の内容
出産育児一時金	お母さんが国民健康保険に加入されている方に、42万円(産科医療保障制度に加入していない病院などでの分娩は、40万4千円)が支給されます。 * 社会保険へ加入の方は、お勤め先に申請してください。 ① 直接支払い制度を利用される方 町から病院へ直接お支払いをします。差額がある方は、差額分を支給しますので、世帯主の口座番号が分かるもの・専用請求書の内容と相違がない旨が記載された領収書、直接支払い制度を利用する旨の合意文書をご持参ください。 ② 直接支払い制度を利用されない方 町から世帯主へお支払いをします。世帯主の口座番号が分かるもの・直接支払い制度を利用しない旨の合意文書の写しと利用しない旨が記載された領収書をご持参ください。
療養給付費	病気やけがで保険証を提示し診察を受けた場合、医療費の7～8割は国保が負担し、残りを加入者が負担することになります。また、入院時の食事代は、医療費とは別に国保が負担し、一部(標準負担額)を加入者が負担することになります。
療養費	旅行中などに疾病などでやむを得ず保険証を持たずに診療を受けた場合や、医師の指示によりコルセットなどの補装具を作った場合の費用について審査決定した額の7～8割を払い戻します。 申請には医師の意見書・領収書・診療報酬明細書が必要な場合があります。
高額療養費	1カ月の医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分があとから払い戻されます。 「限度額適用認定証」を医療機関に提示すれば、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。必要な方は、役場窓口で申請してください。(国民健康保険税に滞納がある世帯には交付できません。)
葬祭費	被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った方に3万円を支給します。

※金額は令和3(2021)年1月1日現在

医療費の助成

吉備 住民課 保険年金班 **金屋** やすらぎ福祉課 住民班 **清水** 住民福祉室 各出張所・連絡所

各種、届け出の際、マイナンバーの記入が必要となる場合がありますので、お越しの際はマイナンバーカードをご持参ください。
「通勤途中・仕事上の負傷」「通学途中・学校管理下での負傷」には使用できません。

老人医療

- 67～69歳の方が対象になっている医療費助成制度です。
- 収入制限などの適用要件があります。

- ◆**対象者**
健康保険(後期高齢者医療制度を除く)に加入中で有田川町に住民登録のある満67歳から70歳未満の方で、次の①～⑤のすべての要件を満たす方
①世帯全員の住民税が非課税であること。
②世帯全員の収入の合計額が次の基準以下であること。
1人:100万円、2人:140万円※1名増えるごとに40万円を加算
③世帯全員の預貯金、国債、株式などが350万円×世帯人数以下であること。
④世帯全員が現在お住まいの土地・家屋以外に活用できる資産を有しないこと。
⑤世帯以外の方から扶養を受けていないこと。

- ◆**受給資格申請に必要なもの**
☐ 健康保険証 ☐ 世帯全員の通帳等(預金額のわかるもの) ☐ マイナンバーカード

- ◆**助成の内容**
入院・外来にかかる医療費の自己負担分の一部(保険適用外のもの、入院時の食事代や室料などは支給対象外です。)

- ◆**支給申請に必要なもの**
☐ 受給資格証 ☐ 医療費領収書 ☐ 通帳(振込口座の分かるもの) ☐ マイナンバーカード

重度心身障害児(者)医療費

- 身体障害者手帳・療育手帳などをお持ちで、一定以上の等級の方が、対象となります。
- 等級により助成内容が変わります。
- 転入された方は、受給資格者、扶養義務者のマイナンバーカード、同意書が必要です。
- 加入保険が変わられたときは変更の届け出が必要となります。

- ◆**対象者**
健康保険に加入中で有田川町に住民登録のある方で、次の障害をお持ちの方
①身体障害者手帳1級から3級(※3級の方は所得要件有)
②療育手帳A1若しくはA2
③特別児童扶養手当の障害の程度が1級
④精神障害者保健福祉手帳1級
※65歳以上で新たに該当となった障害については対象となりません。

- ◆**受給資格申請に必要なもの**
☐ 健康保険証 ☐ 身体障害者手帳等(障害の程度が確認できるもの) ☐ マイナンバーカード

- ◆**助成の内容**
入院・外来にかかる医療費の自己負担分(保険適用外のもの、入院時の食事代や室料などは支給対象外です。)
※身体障害者手帳3級の方は入院のみ助成対象

- ◆**支給申請に必要なもの**
☐ 受給資格証 ☐ 医療費領収書 ☐ 通帳(振込口座の分かるもの) ☐ マイナンバーカード

子ども医療費

- 医療保険に加入している小中学生・高校生世代のお子さまに対し、保険診療の自己負担分を助成する制度です。
- 入院および外来の保険診療の自己負担分を助成します。
- 転入した際は受給資格の申請をしてください。
- 加入保険が変わられたときは変更の届け出が必要となります。

- ◆**対象者**
有田川町に住所を有し、医療保険に加入している小中学生・高校生世代のお子さま(6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
※所得制限はありません。
(重度心身障害児医療費助成・ひとり親家庭医療費助成・生活保護など他の助成を受けている方を除く)

- ◆**受給資格申請に必要なもの**
☐ 健康保険証 ☐ マイナンバーカード

- ◆**支給申請に必要なもの**
☐ 受給資格証 ☐ 医療費領収書 ☐ 通帳(保護者のもの) ☐ マイナンバーカード

- ◆**助成の内容**
入院・外来にかかる医療費の自己負担額(保険適用)分(入院時の食事代や保険適用外の室料などは支給対象外です)

乳幼児医療費

- 医療保険に加入している就学前の乳幼児に対し、保険診療の自己負担分を助成する制度です。
- 入院および外来の保険診療の自己負担分を助成します。
- お子さんが生まれたときや、就学前の乳幼児が転入したときは受給資格の申請をしてください。
- 転入された方は、両親のマイナンバーカード、同意書が必要です。また、加入保険が変わられたときは変更の届け出が必要となります。

- ◆**対象者**
有田川町に住所を有し、医療保険に加入している小学校就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児。
※所得制限はありません。
※重度心身障害児医療費助成・ひとり親家庭医療費助成・生活保護など他の助成を受けている方を除く

- ◆**受給資格申請に必要なもの**
☐ 健康保険証 ☐ マイナンバーカード

- ◆**支給申請に必要なもの**
☐ 受給資格証 ☐ 医療費領収書 ☐ 通帳(保護者のもの) ☐ マイナンバーカード

- ◆**助成の内容**
入院・外来にかかる医療費の自己負担額(保険適用)分
※入院時の食事代や保険適用外の室料などは支給対象外です

ひとり親家庭医療費

- 医療保険に加入している18歳までの子を扶養する母子または父子家庭などに対し、保険診療の自己負担分を助成する制度です。
- 子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までが対象期間です。
- 離婚、配偶者の死亡などで母子または父子家庭になったとき、他市町村で受給資格のあった方が転入したときに受給資格の申請をしてください。
- 転入された方は、受給資格者・扶養義務者のマイナンバーカード、同意書が必要です。
- 加入保険が変わられたときは変更の届け出が必要となります。

- ◆**対象者**
健康保険に加入中で有田川町に住民登録のあるひとり親家庭の父または母もしくは養育者(児童福祉法に規定する里親等を除く)と、そのひとり親等に扶養される18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの児童

- ◆**受給資格申請に必要なもの**
☐ 健康保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ そのほか年金証書、民生委員の証明書などが必要になる場合があります。

- ◆**支給申請に必要なもの**
☐ 受給資格証 ☐ 医療費領収書 ☐ 通帳(保護者のもの) ☐ マイナンバーカード

- ◆**助成の内容**
入院・外来にかかる医療費の自己負担額(保険適用)分入院時の食事代や保険適用外の室料などは支給対象外です



後期高齢者医療保険

吉備 住民課 保険年金班
金屋 やすらぎ福祉課 住民班
清水 住民福祉室 各出張所・連絡所

後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療は都道府県単位で設置された広域連合が運営主体(保険者)となり、市町村と協力して実施しています。

対象者(被保険者)について

- 75歳以上の方
 - 65歳以上で申請により広域連合が一定の障害があると認めた方(※1)
- (※1)一定の障害とは
- 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
 - 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
- 【身体障害者手帳の4級の一部とは】
- ・両下肢の全ての指を欠くもの
 - ・下肢の下腿2分の1以上欠くもの
 - ・下肢の機能の著しい障害
 - ・音声、言語、そしゃく機能の障害
- 療育手帳A1・A2をお持ちの方
 - 障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの方
 - 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- 後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、上記までご相談ください。

こんな時には届け出が必要です。

- 住所・氏名などを変更したとき
- 生活保護を受けるようになったときや生活保護を受けなくなったとき
- 被保険者証を紛失したとき(再発行は可能ですが、被保険者本人が来られない場合は委任状が必要となります)。
- 被保険者が亡くなったとき
- 他の健康保険に加入するとき(65歳以上75歳未満の方で一定の障害のある方)

お医者さんにかかる時は(自己負担額)

保険証を医療機関の窓口へ提出してください。
次の額が自己負担となります。

医療費の1割(現役並み所得者は3割)

自己負担割合は所得状況に応じて毎年判定します。
令和3(2021)年1月1日現在

高額療養費について

同じ月内に支払った自己負担額が、自己負担限度額を超える場合には、高額療養費として差額が広域連合から支給されます。

該当すると思われる方には封書で案内していますので申請してください。

この申請は1度だけで、2回目以降の申請は不要です。
該当された際に自動的に振り込まれますが、振込先口座などに変更が生じた場合には再度申請が必要となります。

※「限度額適用認定証」を医療機関に提示すれば窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。必要な方は役場の担当窓口で申請してください。

保険料について

保険料について(被保険者全員が納めます)
後期高齢者医療制度では被保険者一人一人に納めていただきます。

保険料は	1. 被保険者全員が負担する「均等割額」
	2. 被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」
2つの合計額です。	

保険料の納め方

原則として保険料は年金からの天引き(特別徴収)です。

但し、年金が年額18万円未満の方や、介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える場合などは年金天引きの対象となりません。

また資格を取得された年度や年の途中で保険料に変更のあった方なども一定期間、特別徴収ができなくなりますので、納付書での納付(普通徴収)が必要になります。

※一時的に普通徴収になる方の納付忘れが増えていきますので、引き落としの口座振替の申し込みにご協力ください。口座振替は金融機関窓口でお申し込みいただけます。

給付内容の一部

▶療養費(やむを得ず全額負担したとき)

次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、申請により支払った費用の一部について払い戻しが受けられます。

- 旅行中などに、急病などでやむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示により、コルセットやギプスなどの補装具をつくったとき

▶葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に対して申請により葬祭費が支給されます。

こんなときは届け出を！～第三者行為～

吉備 住民課 保険年金班 **金屋 やすらぎ福祉課 住民班** **清水 住民福祉室**

第三者(加害者)の行為によってケガを負わされたり、病気になり医療機関を受診したときは、『第三者行為による傷病届』の提出が必要です。

本来は加害者に医療費の支払義務がありますが、加害者が支払えない場合などは、被害者救済の観点から、一時的に国保等の医療保険が立て替え、後から加害者に請求します。

●第三者行為として届け出が必要な場合

- ・交通事故で負傷した
- ・他人による暴力行為で負傷した
- ・飲食店などでの飲食、購入した食品により食中毒になった
- ・他人が飼っているペットに咬まれた
- ・他人の落下物に当たった
- ・スキー・スノーボード等での接触事故

国民健康保険または有田川町で医療費の助成を受けられている方で、このような件に該当されたら、必ず担当窓口にお届けください。

●医療機関にかかるとき

第三者行為が原因による負傷で医療機関を受診する場合、原則として保険証は使えません。

しかし届け出をいただくことにより、保険証を使用していただくことができます。

受診の際には、必ず第三者(加害者)の行為により負傷したことを伝えてください。

※役場で発行された第三者行為である証明書が必要となる場合があります。

※『通勤途中・工作中的の負傷(労働者災害補償保険)』『通学途中・学校での負傷(独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付)』『ケンカや飲酒運転での負傷』『被保険者の犯罪行為や故意の事故による負傷』には、保険証が使えません。

※加害者と先に示談されている場合も使用できないことがありますので、必ず示談前に担当窓口ご連絡してください。

●届け出時にお持ちいただくもの

- ☒ 健康保険証または医療費助成の受給者証
- ☒ 事故証明書(交通事故の場合)
- ☒ マイナンバーカード
- ☒ 本人確認書類(運転免許証など)
- ☒ 印鑑

※事故当時の状況等を聞かせていただくので、できるだけ状況のわかる方がお手続きください。





福祉・介護

高齢者福祉

吉備 住民課 住民班
清水 住民福祉室

金屋 長寿支援課 地域包括支援センター

高齢者の福祉サービス

事業名	対象者	内容
日常生活用具の給付など	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など町民税非課税世帯	火災警報器・自動消火器・電磁調理器の給付を行います。
緊急通報装置の貸与	●おおむね70歳以上のひとり暮らしの虚弱な高齢者（介護保険の認定を受けている者または、認定に相当する状態の者） ●ひとり暮らしの重度身体障害者など ●町長が特に必要と認める方	急病や災害時など、もしものときに、迅速で適切な対応を行うため、緊急通報装置を貸与します。
高齢者住宅改造補助事業	要支援・要介護認定者で、一定の低所得者および生活保護世帯の者	介護保険支給額（上限20万円）を超える部分について20万円を限度として支給します。
高齢者福祉通院外出支援事業	おおむね65歳以上の高齢者であって介護保険法に規定する要介護と認定された者で、車椅子などを使用しなければ移動が困難な者、またはこれと同等と認められる者	ストレッチャー装着ワゴン車・車椅子搭載車両を使用し、利用者の自宅またはその付近から医療機関への送迎を行う。 ※利用料必要
生活管理指導事業（指導員派遣・短期宿泊）	基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しづらいなど社会的適応が困難な高齢者	訪問または短期間の宿泊により日常生活における指導や支援を行います。
紙おむつ支給事業	要介護状態の高齢者を介護している町民税非課税世帯（介護施設、入院中の方は対象外）で町長が必要と認める方	紙おむつを、年間55,000円を限度として支給します。



福祉・介護

地域包括支援センター

金屋 長寿支援課 **地域包括支援センター** **清水** 住民福祉室

▶ 認知症予防教室

区民館や公民館などに集まり実施します。脳トレドリルや参加者みんなで作品作りを行い、おしゃべりしながら“楽しく！長く！”をモットーに行っています。

▶地域のサロン

地域のサロンとは、区民館や公民館などに集まりお茶を飲んでおしゃべりして楽しく過ごすことです。それぞれ趣向を凝らして運営しており、なかには運動や認知症予防に取り組んでいるグループや子どもからお年寄りまで世代を問わず集まっているグループもあります。

権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の万々が安心して暮らせるよう、さまざまな権利を守ります。高齢者虐待について、早期発見と防止に努め、他の機関とも連携して高齢者の皆さまの人権を守ります。また、消費者被害の啓発や防止、認知症などで判断能力が十分でない人を擁護する「福祉サービス利用援助事業」「成年後見制度」などの制度の支援を行います。

地域ネットワークの構築

民生委員・医療・福祉関係機関などさまざまな方による地域支え合いネットワークづくりを行います。高齢者の方々に対してよりよいサービスが提供されるよう、地域のケアマネジャーとの連携を行います。

保健・医療・福祉全般に関する相談

高齢者やその家族の方々が抱える悩みや心配事などの相談を受け付けます。健康の不安や介護などでどこへ相談してよいか分からないなど、保健や医療、福祉に関することは、何でもお気軽にご相談ください。

介護予防の相談、サービスの利用調整

介護が必要になるおそれがある方や、要介護認定で「要支援」の方が介護予防に取り組むための「介護予防プラン」を作成します。

また、健康な高齢者の方々には、介護予防につながる活動や講座などの情報を提供します。

▶和歌山シニアエクササイズ

和歌山県下で多数おこなわれている介護予防運動。体をのばすストレッチ、筋力をつける筋力トレーニング、転倒予防のためのステップ運動です。区民館や公民館などで、毎週1回2時間程度行います。



▶ いきいき100歳体操

準備体操、筋力運動、整理体操の3つの運動をします。重さを調節可能なおもりを手首、足首に巻き付けて椅子に座ってゆっくりと手足を動かしていきます。区民館や公民館などで週に1回1時間程度、ビデオに沿って運動をします。



〈廣告〉—

社会福祉法人 きたば会
Social welfare corporation KITABA society

特別養護老人ホーム なつあけの里 ささゆり苑
特別養護老人ホーム/短期入所生活介護事業/居宅介護支援事業

在宅複合型施設 ひろの里
通所介護事業/短期入所生活介護事業/訪問介護事業

ファミリーホーム ひろの里(在宅型有料老人ホーム)

通所型デイサービスC アゲイン

学校法人きたば学園 和歌山社会福祉専門学校

広川町下津木1105-5
TEL0737-67-9134
FAX0737-67-9133

<http://www.kitabakai.jp>



社会福祉法人
昭仁会双苑

特別養護老人ホーム

吉 備 苑

TEL.0737-53-2251

和歌山県有田郡有田川町奥222-1

しみず園

TEL.0737-23-0839

有田郡有田川町粟生710-4

ハートケア万笑

TEL.0737-23-7423

有田郡有田川町奥1026-1

大きな「安心」と「ゆとり」をご提供いたします。

有田南病院

- きび訪問看護ステーション
- 訪問リハビリテーション
- きび訪問介護センター
- グループホームきびの里
- きびデイサービスセンター
- 有料老人ホーム

シルバーホームみなみ
お気軽にご相談下さい！

きび在宅支援センター



0737-52-7643

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 寿楽園
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
通所介護 介護予防通所介護
居宅介護支援 寿楽園診療所



社会福祉法人 一恵会
特別養護老人ホーム
寿 楽 園
有田川町大字小川992番地
☎0737-32-3221

**住み慣れた地域で
安心して暮らせるお手伝い**
介護予防・介護保険・障害福祉サービス



信頼できる
ケアプラン

おいしい食事の
ディサービス

安心のホーム
ヘルプサービス

お家でゆっくり
訪問入浴

社会福祉法人有田川町社会福祉協議会

☎0737-52-8886

<http://www.aridagawa-shakyo.or.jp/>

一〈廣告〉

介護保険

吉備 住民課 住民班 金屋 長寿支援課 地域包括支援センター
清水 住民福祉室

▶ 加入対象者

第1号被保険者…65歳以上の方
第2号被保険者…40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方

▶ 介護保険サービスを受けるための手続き

介護保険サービスを受けるには申請をしていただき、介護が必要であると認定される必要があります。

申請 本人、家族の方などから各庁舎担当課へ申請をしていただきます。

訪問調査 調査員が家庭などを訪問し、介護が必要な状態かどうかの調査を行います。

介護認定審査会による審査 訪問調査の結果および医師の意見書をもとに、介護認定審査会で介護の必要程度を判定します。

該当 **非該当**

認定
介護の度合いに応じて、要支援1、2または、要介護1～5の区分に分けられ、その結果を通知します。

自立
介護保険サービスを受けることはできません。
町の提供するほかのサービスの利用についてはお問い合わせください。

介護サービス計画(ケアプラン)の作成

介護予防サービス計画の作成

介護サービスが利用できます

介護予防サービスが利用できます

▶ 利用できる介護サービス

在宅サービス

- 訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション
- 通所介護 ●通所リハビリテーション ●福祉用具貸与
- 短期入所サービス ●居宅療養管理指導
- 認知症対応型共同生活介護 ●福祉用具購入費の支給(限度額あり)
- 住宅改修費の支給(限度額あり) ●小規模多機能型居宅介護

施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設

※サービスを利用した場合は、介護保険負担割合証に記載されている「1割」、「2割」または「3割」の自己負担が必要となり、施設に入所された場合は居住費・食費などの自己負担も必要となります。

〈広告〉

介護老人保健施設 つばさ
看護、医学的管理下における介護や機能訓練、その他のお世話をいたします。

在宅サービス 通所リハビリテーション
在宅サービス (介護予防)短期入所療養介護
在宅支援 みのり居宅介護支援事業所

有田郡有田川町吉原908
TEL 0737-32-5188

訪問看護 24時間対応 365日対応

退院するけど自宅での生活が不安
リハビリしてほしい
精神的な悩みを抱えている
家族の介護で困っている
自宅で最期を迎えたい

等、お悩みの際は気軽にご相談ください

訪問看護ステーション ひかり
有田川町下津野850-1
TEL 0737-23-8821 FAX 0737-23-8822

▶ 介護保険料の納め方

被保険者の区分	納付方法
第1号被保険者	介護保険料は原則として、年金から差し引かれます。ただし年金額が年額18万円未満の方などは、納付書により個別に納めていただきます。
第2号被保険者	加入されている医療保険の保険料と併せて納めていただきます。

※令和3年度から令和5年度中の保険料は、令和2年度までの実績をふまえ調整します。

障害者福祉

吉備 住民課 住民班 金屋 やすらぎ福祉課 福祉班 清水 住民福祉室

身体障害者手帳の交付

▶ 認定される障害

現在、認定される障害は下記のとおりです。

- ①視覚障害
- ②聴覚または平衡機能障害
- ③音声・言語またはそしゃく機能障害
- ④肢体不自由(上肢・下肢・体幹機能障害など)
- ⑤内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝臓)

▶ 身体障害者手帳の交付申請に必要なもの

- ☐ 申請書
 - ☐ 診断書(所定の診断書で指定医師の作成したもの)
 - ☐ 顔写真1枚(上半身、正面、脱帽、サイズは縦3cm×横2.5cm、1年以内に撮影されたもの)
- ※ポラロイド写真は不可
※身体に障害のある15歳未満の児童に係る申請は、保護者が代わって申請してください

転入・転出されるとき・死亡したとき

65歳以上の方(40歳～64歳までの要介護認定者を含む)の転入・転出の手続きは次のとおりです。

転入したとき	前住所地で要介護認定を受けていた方は、要介護・要支援認定新規申請手続きを行います。
転出するとき	介護保険被保険者証を返還してください。
死亡したとき	介護保険資格喪失届を提出していただきます。介護保険被保険者証を返還してください。

療育手帳の交付

▶ 療育手帳の交付申請に必要なもの

- ☐ 申請書
- ☐ (18歳未満)診断書 (18歳以上)相談調査票
- ☐ 顔写真1枚(上半身、正面、脱帽、サイズは縦3cm×横2.5cm) ※ポラロイド写真は不可

精神障害者保健福祉手帳の交付

▶ 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要なもの

- ☐ 申請書
- ☐ 写真 縦4cm×横3cm(脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの)
- ☐ 添付書類(ア、イのいずれか)
ア、医師の診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
イ、精神障害を支給事由とする障害年金を受けている場合、障害年金証書(写)、年金振込通知書または支払い通知書(写)、同意書



〈広告〉

あなたの地域生活をサポートします！
訪問看護ステーション

メンタルサポート1
Mental Support1 (MS1)

訪問看護ステーション
メンタルサポート1の特徴

- ・こころのケアを重視し、こころの病気をもちながらも地域で自分らしい生活が送れるよう医療・福祉・行政機関と連携を取りながらサポートいたします。
- ・自立支援医療の指定医療機関です。健康保険が適用され、1割の負担金または無料で訪問看護サービスを受けることができます。

有田川町天満86-1
TEL 0737-23-7130
FAX 0737-23-7131



手当ておよび年金制度

▶ 特別障害者手当(国制度)

支給要件	20歳以上の在宅の方で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
認定基準	重度の障害が重複している方およびそれに準ずる方(医師が作成した所定の診断書に基づいて判定します)
支給制限	①本人、配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②施設に入所している場合、または病院などに3カ月以上継続して入院している場合
受給資格者	障害者本人
支給月	5・8・11・2月(年4回)
申請に必要なもの	☒ 所定の申請書類 ☒ 受給中の年金額がわかるもの ☒ 所定の診断書 ☒ 手当の振込先口座(本人名義のもの) ☒ その他状況に応じて必要な書類

▶ 障害児福祉手当(国制度)

支給要件	20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする重度の障害児(者)
認定基準	身体障害者手帳1級、2級(一部)または療育手帳A1の認定を受けた方、およびそれに準ずる障害を有する方
支給制限	①本人、配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②施設に入所している場合(通園施設は除く)
受給資格者	障害児(者)本人
支給月	5・8・11・2月(年4回)
申請に必要なもの	☒ 所定の申請書類 ☒ 受給中の年金額がわかるもの ☒ 所定の診断書 ☒ 手当の振込先口座(本人名義のもの) ☒ その他状況に応じて必要な書類

▶ 特別児童扶養手当(国制度)

支給要件	20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童をその父もしくは母が監護しているとき、または父母以外のものが養育し、主として対象児童の生計を維持しているとき。
支給制限	①本人、配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②児童が施設に入所している場合(通園施設は除く) ③支給対象児童が障害を事由とする公的年金を受けている場合
受給資格者	上記児童を監護している父もしくは母、または父母以外で上記児童を養育している方
支給月	4・8・12月(年3回)
申請に必要なもの	☒ 所定の認定請求書 ☒ 戸籍謄本 ☒ 所定の診断書(省略できる場合があります。) ☒ 所定の口座申出書(受給資格者名義) ☒ 手当の振込先口座通帳・キャッシュカード(受給資格者名義) ☒ その他状況に応じて必要な書類

▶ 有田川町重度心身障害者(児)福祉手当(町単独)

支給要件	有田川町の住民基本台帳に登録されており、在宅で身体・知的もしくは精神に重度の障害がある方(基準日毎年10月1日) ●身体障害者手帳の交付を受けており、障害程度が1級または2級で、その手帳を本町で管理している方 ●療育手帳の交付を受けており、障害程度がAで、その手帳を本町で管理している方 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており障害程度が1級で、その手帳を本町で管理している方
支給制限	基準日において施設入所、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している方
支給金額	10,000円(年額)
支給月	12月下旬・年1回払い
申請に必要なもの	☒ 申請書 ☒ 該当する手帳 ☒ 手当の振込先口座(本人名義のもの)

通所補助金など

▶ 障害児通所施設 遠距離通所補助制度

町内外の障害児通所施設に通所する児童の保護者に対し、その負担の軽減と児童の療育の場の確保のため、補助金を支給します。

◆対象者

障害児通所施設までの距離が4km以上あり月の利用日数が、当該施設の開所日数の半分以上通所している児童の保護者

※ただし、施設の送迎サービスを受けられる児童の保護者は除きます。

▶ 障害者施設通所 交通費助成金交付制度

在宅の障害者の方が就労支援事業所などに通所するために要する費用を助成する制度です。

◆対象者

通所距離が2kmを超える方で、路線バス・鉄道を利用して通所している方

※ただし、他の制度により交通費の補助を受けている方は対象になりません。

障害者自立支援給付・地域生活支援事業・障害児通所給付による福祉サービス

在宅で訪問を受けたり、通所して訓練などを受けたり、施設に入所を希望したりする方に対する福祉サービスです。

これらの福祉サービスを利用するためには、介護給付費などの支給決定または地域生活支援事業の利用決定を受け、指定障害福祉サービス事業者などと契約することが必要です。

▶ 訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所したりする際に利用するサービスです。

- | | |
|---------------|-------------|
| ●居宅介護(ホームヘルプ) | ●重度訪問介護 |
| ●同行援護 | ●行動援護 |
| ●移動支援 | ●重度障害者等包括支援 |

▶ 日中活動系サービス

入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

- | | |
|-------------------------|---------|
| ●療養介護 | ●生活介護 |
| ●自立訓練(機能訓練・生活訓練) | |
| ●就労移行支援 | ●就労定着支援 |
| ●就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型) | |
| ●地域活動支援センター | |
| ●日中一時支援 | |

▶ 居住系サービス

入所施設などで住まいの場(夜間)におけるサービスです。

- | | |
|--------------------------|---------|
| ●施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケアなど) | |
| ●共同生活援助(グループホーム) | |
| ●福祉ホーム | ●自立生活援助 |

▶ 児童福祉法に基づく障害児福祉サービス

- | | |
|--------------|------------|
| ●福祉型児童発達支援 | ●医療型児童発達支援 |
| ●居宅訪問型児童発達支援 | |
| ●放課後等デイサービス | ●保育所等訪問支援 |

補装具費の給付

身体上の障害を補うための補装具の製作および修理にかかる費用を給付します。

※事前の申請が必要です。

※町民税課税世帯については、費用の1割が原則として自己負担となります。

補装具費の支給を受けるためには、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの判定を受けていただく必要があります。

◆申請に必要なもの

- ☒ 身体障害者手帳 ☒ 見積書 など





日常生活用具の給付

在宅の障害者(児)の方に対して、日常生活上の困難を改善するために日常生活用具を給付します。
※事前の申請が必要です。

※町民税課税世帯は基準価格の1割が原則として自己負担となります。(ストーマ装具については自己負担なし)

- ◆申請に必要なもの
- ☐ 身体障害者手帳 ☐ 見積書
 - ☐ 医師意見書(用具によって必要な場合あり)

難聴児補聴器購入費・修理費の一部助成

身体障害者手帳の対象外となっている軽度・中度難聴児の補聴器の購入または修理費用を一部助成します。

- ◆対象
- 有田川町に住所を有する18歳未満の方
 - 両耳ともに聴力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方
 - 世帯員の町民税所得割課税額が46万円未満の方
 - 指定医師による意見書が必要
- ◆助成額
- 購入費または修理費の2/3を助成します。(町民税非課税世帯は全額助成)
- ただし、購入費および修理費には基準額があります。

身体障害者自動車操作訓練助成

身体障害者の方が自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部を助成することで、身体障害者の就労など社会活動への参加を促すことを目的としています。

- ◆助成対象者
- 障害等級4級以上の身体障害者で、自動車運転免許を取得することによって就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる方
- ◆助成金
- 自動車運転免許取得に要した費用の2/3以内の額で10万円を上限とする。
- ◆申請に必要なもの
- ☐ 所定の申請書類 ☐ 身体障害者手帳
- ※自動車教習所などへ入所する前に申請してください。

身体障害者自動車改造費助成

重度身体障害者が就労などに伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費を助成することで、重度身体障害者の社会復帰を促すことを目的としています。

- ◆助成対象者
- 2級以上の身体障害者手帳(上・下肢、体幹機能障害に限る)の交付を受けた方で、就労などに伴い、本人が所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置の一部を改造する必要のある方。ただし、本人、配偶者および扶養義務者の所得により助成が制限されます。また、前回の助成から6年以上経過していることが必要です。
※改造登録から1年以内に申請してください。
- ◆助成対象経費
- 操向装置、駆動装置などの改造に要する経費で10万円を限度とします。
- ◆申請に必要なもの
- ☐ 所定の申請書類 ☐ 身体障害者手帳
 - ☐ 運転免許証 ☐ 車検証
- ## 重度身体障害者住宅改造費助成
- 在宅介助を要する重度身体障害者が安心して生活できるように住宅改造費を助成します。
- ◆対象者
- 町内に居住する身体障害者で、次の各号いずれにも該当する方
- ①身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者のうち在宅で介助を要する方であって生活保護世帯または町民税非課税世帯(住宅取得控除前)に属する方
 - ②じん臓機能障害で在宅血液透析を行うための機器を設置する方
- ◆助成額
- 重度身体障害者のための住宅改造経費で助成対象額は、60万円を限度とし、その4分の3にあたる額を助成します。また、生活保護世帯は対象額の全額を助成します。
※ただし、介護保険支給額または日常生活用具給付額[住宅改修給付額]を控除します。
- ◆申請方法
- 住宅改造着工前に下記の必要書類を添えて申請し、助成の決定を受けた後に着工します。
- ◆申請に必要なもの
- ☐ 所定の申請書類 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 見積書
 - ☐ 住宅改造箇所を示す平面図宅が借家の場合は、所有者の同意書
 - ☐ 改造前の写真

福祉タクシー利用券

町内在住の重度障害者の方に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的とした制度。福祉タクシー券(年間最大24枚)を交付し、タクシーの基本料金相当額を助成します。

この制度の対象となる方は、本町の住民基本台帳に登録があり、本町で管理する下記手帳をお持ちの方となります。ご利用を希望される方は各庁舎担当課窓口まで申請してください。

- ◆対象者
- 身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方
 - 療育手帳A1・A2をお持ちの方
 - 精神障害者福祉手帳1級をお持ちの方
- ◆交付枚数
- 年間24枚
- ◆申請に必要な物
- ☐ 対象となる障害者手帳

各種運賃の割引

各種手帳を所持する方に対して、鉄道・バス・航空・タクシーなどの運賃が割引されます。
※詳しくは各事業所へお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

有料道路における通行料金が割引(おおむね通常料金の半額)になります。

- ◆対象者
- 障害者本人運転……第1種・第2種の身体障害者手帳を所持する方(障害の種別は問いません)
 - 介護者運転……第1種の身体障害者手帳、第1種の療育手帳を所持する方
- ◆対象自動車の範囲
- (1)本人または介護人の所有する自動車など(自家用で個人名義のみに限ります。事業用および法人名義のものは登録できません。)
※障害者1人につき1台に限定
 - (2)自動車の種類
 - ①乗用自動車……普通自動車、小型自動車、軽自動車で定員10人以下の乗用のものに限る
 - ②貨物自動車……乗用車と類似した構造と機能を有するライトバンなど
 - ③特殊用途自動車…乗用車と類似した構造と機能を有する身体障害者輸送車

- ◆申請方法
- 身体障害者手帳または療育手帳に割引資格証明(有効期限有)を受け、料金所で提示の上料金を支払ってください。ETC利用申請の場合は、証明書を発行しますので、所定の封筒で有料道路事業者設置窓口に郵送してください。
- ◆申請に必要なもの
- ☐ ①身体障害者手帳または療育手帳
 - ☐ ②運転免許証(障害者本人運転の場合のみ)
 - ☐ ③車検証
 - ☐ ④ETCカード(障害者本人名義)
 - ☐ ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書
- 手帳で割引の場合 ①～③
- ETC利用の場合 ①～⑤ が必要です。

NHK受信料の減免

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する方は、放送受信料の全額または半額が免除となります。

- ◆申請方法
- 金屋庁舎・やすらぎ福祉課(吉備庁舎・住民課、清水行政局・住民福祉室)で、証明を受けた放送受信料免除申請書をNHKへ提出してください。
- ◆申請書発行に必要なもの
- ☐ 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - ☐ 認印



携帯電話料金割引

各種手帳の所持する方に対して、携帯電話料金が割引される場合があります。
※詳しくは各事業所へお問い合わせください。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」を配布しています。

駐車禁止除外指定車標章

湯浅警察署 ☎64-0110

公安委員会が交付する標章を掲出することにより、道路標識等により駐車を禁止した場所または時間制限駐車区間の駐車禁止規制の対象から除外されます。
※認定基準等詳しくは湯浅警察署までお問い合わせください。

駐車区画利用証

障害のある方や難病患者、高齢者、妊産婦、けが人など移動に配慮を要する方々が使いやすい駐車の仕組みとして、公共施設における障害者等用駐車区画をご利用いただくための利用証を交付します。

ヒアリンググループの貸し出し

補聴器を利用している方や聴覚に障害がある方が、町内で開催する講演会などに参加される場合に、音声をクリアに聞き取るための携帯型ヒアリンググループの貸し出しを行います。

心身障害者扶養共済制度(県)

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

心身障害者(児)の保護者(加入者)が死亡した(または重度障害者になった)場合に、残された障害者(児)に終身一定額の年金を支給することで、障害者(児)の生活の安定と福祉の増進に資することを目的とした制度です。

有田川町障害者虐待防止センター

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

障害者への虐待に気付いた方や虐待を受けた方は、下記に通報してください。

☎32-3111

医療の給付

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班 清水 住民福祉室

自立支援医療(更生医療・育成医療)

18歳以上で身体障害者の方が日常生活を容易にするために障害程度を軽減する手術などの医療を必要とするとき、指定医療機関で公費により医療を受けることができ、自己負担額は原則1割となります。ただし、本人および本人と同じ医療保険に加入している方の、収入・所得に応じて月額自己負担上限額が定められています。

◆自立支援医療の例

- 肢体不自由…人工関節置換術、形成術など
- 心臓障害…ペースメーカー植込術、冠動脈バイパス術、人工弁置換術、心臓移植後抗免疫療法など
- じん臓障害…人工透析療法、腎移植術、腎移植後抗免疫療法

上記は対象の一例です。詳しくはお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

- ☒ 自立支援医療(更生医療)支給認定申請書
 - ☒ 自立支援医療(更生医療)意見書・医療費概算内訳表(所定の様式で指定自立支援医療機関で作成したもの)
 - ☒ 身体障害者手帳 ☐ 健康保険証
- ※18歳未満の方については自立支援医療(育成医療)を給付します。

自立支援医療(精神通院)

障害者総合支援法第52条に基づく精神科の通院医療公費負担制度です。

指定の医療機関において、こころの病で通院医療を受けた場合、自己負担額が1割となります。また、本人および本人と同じ医療保険に加入している方の所得に応じて月額自己負担上限額が定められています。

◆申請に必要なもの

- ☒ 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書
 - ☒ 診断書(精神通院医療用※)
 - ☒ 健康保険証
- ※精神障害者保健福祉手帳と同時申請される場合は、手帳用の診断書をもって、精神通院医療用の診断書を省略することができます。
- ※自立支援医療の更新時における診断書の提出は、原則2年に1度です。
- ※更新手続きは、有効期間の終了する3カ月前から行うことができます。

生活保護

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班 清水 住民福祉室

生活保護は、経済的理由で生活に困っている世帯に、その困窮程度に応じて最低限度の生活を保障し、自分たちの力で生活ができるように手助けをする制度です。

自分たちの資産や能力その他あらゆるものを生活の維持に活用し、さらに年金・保険など他の制度や親戚からの援助を受けても、国が決めた最低限度の生活が営めないときに、保護の対象となります。

保護の種類は次のとおりです。

保護の種類	保護の範囲
生活扶助	日常生活に必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な費用(教科書、学用品など)
住宅扶助	住宅の維持に必要な費用、家賃など
医療扶助	診療、治療費、薬代など
介護扶助	介護保険に伴う費用
出産扶助	出産に伴う費用
生業扶助	生業費用、技能習得費用
葬祭扶助	葬祭に必要な費用

生活困窮者自立支援制度

有田振興局 健康福祉部 金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

生活に困った方を支援して生活保護を受ける前の段階で自立につなげることを目的とした制度です。

相談窓口は振興局で、専門の支援員が一人一人の状況に応じた支援計画を作成し、課題を解決しながら自立を目指します。対象者は、生活保護を受けている方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方です。経済的な問題で生活に困っている方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、複合的な課題を抱えた方にも対応できます。

災害弔慰金・障害見舞金・援護資金貸付

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班 清水 住民福祉室

災害弔慰金の支給、災害障害見舞金支給および災害援護貸付金の貸付は、災害弔慰金の支給などに関する法律に基づき実施します。

権利擁護センターありだがわ

有田川町社会福祉協議会 金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

高齢者や障害のある方が、住み慣れた町で自分らしく安心して生活できるように相談支援等を行います。認知症や知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分な方の権利を守り、成年後見制度やその他の制度の利用ができるように支援します。

☎23-8800(有田川町社会福祉協議会 地域福祉課)

民生委員・児童委員(民生委員は児童委員を兼任しています)

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班 清水 住民福祉室

現在、地域のつながりが希薄になり、困っている人が相談できずに孤立し、必要な支援が受けられないというケースが増えつつあります。その中で、民生委員・児童委員は、地域住民の一員として皆さまと同じまちで生活をしながら、皆さまの立場に立って心配ごとや困りごとを解決するお手伝いをしています。福祉に関わる地域の相談役として活動していますので、ぜひ民生委員・児童委員にご相談ください。

秘密は守ります

民生委員・児童委員は法律に基づき厚生労働大臣から委嘱されています。民生委員・児童委員には【守秘義務】があり、秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談いただけます。

民生委員・児童委員のはたらき

▶状況把握

担当区域の高齢者や障害者のいる世帯、児童・妊産婦・ひとり親家庭などの状況把握(家庭訪問や地域での情報収集など)を行い、地域住民の抱える問題を把握します。

▶相談支援

住民が抱える問題について、相手の立場にたち親身になって相談にのります。

▶情報提供

住民が必要としている、必要であろうサービスや支援についての情報提供を行います。

▶連携連絡

住民が個々に応じて必要なサービスなどを受けられるよう、有田川町役場などの関係機関と連携し必要な対応を促すパイプ役を務めます。

いろいろな相談窓口

金屋 健康推進課 家庭支援総合センター

こんなこと「どこに」「だれに」相談すればいいかわからない。

そんな時はまず、当センターにお話しください。ひとりで悩まないで、一緒に考えていきましょう。

あなたの悩み、困りごとに寄り添いながらセンターの相談員がゆっくりお話を伺います。その上で、これからの方向性を一緒に考え、アドバイスや情報提供をするとともに、必要に応じて様々な支援機関へおつなぎし連携しながら、問題解決や次への一歩をサポートします。

来所が難しい場合は、安心してお話していただける場所まで、職員が直接伺います。

有田川町在住の方で家庭での悩み・困りごとをお持ちの方（子育て・DV・発達・就労・ひきこもり・不登校・人間関係・虐待など）、その家族の方、また支援者の方からのご相談をお受けしています。

◆場所

有田川町役場 金屋庁舎1階 健康推進課内（相談室有り）

◆相談日時

平日8:30～17:15（役場の開所日に準ずる）
 ※事前に連絡があれば、時間外での対応も可能です。
 ※DV・虐待など緊急を要するときは110番【警察】へ連絡してください。

◆電話

☎32-9762（直通） 平日8:30～17:15

☎22-4503（健康推進課）

※役場代表番号に転送されることもあります。

行政相談委員

吉備 総務課 清水 総務政策室

「年金の手続きの仕方がわからない」
 「土地の境界がわからない」
 「あの時の対応が納得できない」
 など、国や役所などの行政サービスでお困りのことはありませんか？

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、住民の皆さんと行政との間に立ち、相談に応じて、その解決や実現に向けてお手伝いをします。相談費用は無料で、事前予約は不要です。相談者の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

※開催スケジュールは、町広報紙等でご確認ください。



健康

成人保健サービス

金屋 健康推進課 健康推進班 清水 住民福祉室

種類	内容	備考
特定健診	40歳以上の有田川町国民健康保険加入者を対象に身体測定・尿検査・血圧測定・心電図検査・血液検査・診察を行います。	集団健診と各医療機関での個別健診があります。
胃がん検診	40歳以上の方を対象にバリウムによる胃透視検査を行います。	集団健診
大腸がん検診	40歳以上の方を対象に便潜血反応検査を行います。	集団健診
胸部検診	結核検診は65歳以上の方を対象に、肺がん検診は40歳以上の住民を対象に、エックス線撮影を行います。	集団健診
子宮頸がん検診	20歳以上の女性の方を対象に、視診・内診・細胞診を行います。	集団健診と各医療機関での個別検診があります。
乳がん検診	40歳以上の女性の方を対象に、マンモグラフィ検査を行います。	集団健診と各医療機関での個別検診があります。
歯周疾患検診	40・50・60・70歳の方を対象に、歯周組織検査を行います。	各医療機関での個別検診
肝炎ウイルス検診	40歳の方・40歳以上で一度も検査を受けたことがない方を対象に血液検査を行います。	集団健診と各医療機関での個別検診があります。
特定保健指導	生活習慣病（高血圧症、高脂血症、糖尿病）予防のため、3カ月以上をかけて保健師、管理栄養士と一緒に個別の支援プログラムを組んで取り組みます。	医療機関で受ける事もできます。
健康相談	健診後の指導、その他健康に関する相談を行っています。	
健康教育	健康に関する講演や教室などを行います。	
訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められた者およびその家族に対して、保健師・管理栄養士などが家庭訪問します。健康に関することについて、必要な指導を行っています。	

※集団健診の健診会場および健診時期については、その都度、お知らせします。

精神保健サービス

金屋 健康推進課 健康推進班 清水 住民福祉室

種類	内容
精神デイケア	精神障害者を対象に再発予防、社会復帰への土台作り、仲間との交流などを目的に行っています。
訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められた者およびその家族に対して、保健師などが家庭訪問します。健康に関することについて、必要な指導を行っています。



母子保健サービス

金屋 健康推進課 健康推進班 清水 住民福祉室

種類	内容	場所
母子健康手帳の交付	妊娠したら、妊娠届け出を提出してください。 母子手帳を交付します。	金屋庁舎 健康推進課 清水行政局 住民福祉室
妊婦健康診査	妊娠中に医療機関で受けていただく健診です。 母子健康手帳交付の時に受診票をお渡しします。	
妊婦教室	妊娠された方とその家族を対象に、妊娠中の過ごし方や出産、子育てに向けてみんなで作って体験してもらう場です。	
産前産後サポート事業	妊娠出産による体調の変化や出産への不安、赤ちゃんのお世話等の心配事に対し、助産師が電話や訪問でサポートします。	
家庭訪問	助産師や保健師や栄養士が、妊産婦・赤ちゃん・乳幼児の家庭を訪問し、健康状態の確認や子育ての情報を提供します。	
乳幼児健診 4カ月児・10カ月児、1歳6カ月児・2歳児・3歳6カ月児健診	問診、身体計測、内科診察、歯科診察、栄養相談、子育て相談などを行っています。 ※健診の対象児には個別に日程など通知します。	金屋文化保健センター
健康相談	乳幼児の身体計測、栄養、子育て相談を行います。 仲間づくりの場としてご利用ください。	金屋文化保健センター 清水保健センター
親子教室	子どもと保護者の遊びの教室です。 集団の中で、年齢・発達に応じた遊びを通して、子どもの成長を促すことを目的としています。	金屋文化保健センター 清水保健センター
親支援事業	仲間づくり、親子の絆づくり、先を見通した子育ての基礎の学習を目的に教室や講演会等を実施しています。	
そだちの相談	発達相談員が子どもの成長発達のためにアドバイスをを行います。※予約制	金屋文化保健センター 清水保健センター
療育相談	理学療法士が子どもの運動発達のためにアドバイスをを行います。※予約制	金屋文化保健センター
母子保健推進員	各担当地域において妊娠・子育ての家庭を訪問し相談を受ける委員です。	
養育医療給付	身体の発達が未熟(2000g以下)のまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合の医療費の一部を助成します。	
一般不妊治療	体外受精および顕微授精を除く不妊治療に要する費用の一部を助成します。	金屋庁舎 健康推進課 清水行政局 住民福祉室

予防接種

金屋 健康推進課 健康推進班
清水 住民福祉室

種類	内容
ロタ	それぞれの年齢に合わせて、感染症予防のために、個別接種を行います。
Hib	
小児用肺炎球菌	
B型肝炎	
BCG	
四種混合	
麻しん風しん混合	
二種混合	
日本脳炎	
水痘	
高齢者インフルエンザ	
高齢者肺炎球菌	

※対象児(者)には、個別に通知、もしくは広報でお知らせします。

献血

金屋 健康推進課 健康推進班
清水 住民福祉室

いつでも患者さまに血液をお届けできるように、ご協力をお願いします。
本人確認できる免許証などをお持ちください。
※日程については広報、もしくはホームページでお知らせします。



子育て・教育

保育所

金屋 こども教育課 こども教育班

保育所は、児童の保護者および同居の親族などが仕事や病気などの事情で保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。
4月からの入所は、前年の10月に申し込みを受け付けます。それ以降の申し込みは随時受け付けますがなるべく期間内にご提出ください。

区分	保育所名	所在地	電話(FAX)	対象児	開所時間
公立	藤並保育所	土生42-1	52-5369 (FAX兼用)	6カ月児～5歳児	月～金曜 7:00～19:00 土・日曜 8:30～17:15
	きび森の保育所	庄814-1	22-3580 (52-2050)	6カ月児～5歳児	月～金曜 7:00～19:00
	金屋第一保育所	中井原171	32-3784 (32-4083)	1～5歳児	月～金曜 7:30～19:00
	金屋第二保育所	小川811-1	32-5055 (FAX兼用)	6カ月児～5歳児	月～金曜 8:00～17:30
	金屋第三保育所	吉原805-1	32-2682 (23-7800)	6カ月児～5歳児	月～金曜 7:00～19:00
	清水保育所	清水1675	25-0074 (FAX兼用)	1～5歳児	月～金曜 8:00～17:30
私立	コスモス保育園	徳田1080-3	52-3011	6カ月児～5歳児	月～金曜 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00

学童保育

金屋 こども教育課 教育総務班

放課後、保護者が仕事などにより家庭にいない児童を預かる事業です。
小学校1年生から6年生を対象にしています。

クラブ名	所在地	電話
藤並学童クラブ第1	天満388-1	20-5838
藤並学童クラブ第2	天満628-2	
藤並学童クラブ第3	天満438-3	
田殿っ子クラブ	井口47-1	52-2226
第1御霊さくらんぼクラブ	庄10-2	23-7501
第2御霊さくらんぼクラブ	庄30-1	
子育てランドかなや	金屋657	52-4567
子育てランドつばさ	吉原805-1	(有田川町シルバー人材センター事務所)
清水学童クラブ	清水398-1	090-9358-1970

子育て短期支援事業

金屋 健康推進課 家庭支援総合センター

児童を養護している家庭の保護者が、疾病などの社会的な事由などによって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、または、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合などは、児童福祉施設において一定期間、養育・保護を行います。

〈 告 告 〉

お客様の「夢」や「想」をカタチに...
こんな方に向いている工務店です!!
★強 家は当たり前!! 建てた後も安心したい方
★木でつくる家や木の香りが好きな方
★あなたの希望をしっかりと受け止めてほしい方
★あっちこっち見てきたけど今いち
"ピッタリくる会社"出会えていない方
★楽しい家づくりを希望される方(〃)
あったか夢工房
理想家(株)新谷工務店
〒643-0025 有田郡有田川町土生113-3
TEL 0737-52-5260
Email dreamlife@cottonocn.ne.jp
新谷工務店の家づくりは 新谷工務店 検索 すぐ見たい

病児保育室
ぐぐまクラブ
平山こどもクリニック
赤ちゃんからの
の 平山
こどもクリニック
HIRAYAMA CHILDREN'S CLINIC
病児保育とは、6か月から小学校6年生までの子どもさんと、入院治療必要とするほどではないけれど、病気のため保育所や学校へ行けない子どもさんを一時的にお預かりする事業です。保護者の方がお仕事や病気・出産・冠婚葬祭などの理由で家庭での育児が困難な場合にご利用下さい。
詳しい事は、P61「病児保育」の記事をご覧ください。
電話でのお問い合わせ、予約は
TEL0737-52-8667
受付
TEL0737-52-8666
有田郡有田川町天満305-4
平山こどもクリニック 有田川町 検索

児童手当 金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

出生から中学校修了まで(15歳に達した後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。公務員(独立行政法人などは除く)の方は所属庁からの支給になります。

児童手当は、原則、申請した月の翌月から支給されます。

ただし、事由発生日(お子さんの出生日など)の翌日から数えて15日以内の申請であれば、翌月の申請であっても事由発生月に申請があったものとみなすことができます。

※申請が遅れると、遅れた月分の手当てを受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

◆ 手続に必要なもの

- ☒ 請求者の健康保険被保険者証の写し
- ☒ 請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの
- その他支給事由や状況に応じて必要な書類

◆ 支給月額(平成24年6月～)

0歳～3歳未満(一律)	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
所得制限以上(一律)	5,000円

◆ 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分まで支給します。

児童扶養手当 金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

父母の離婚、死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者)が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。手当てを受けるためには、必要書類を添えて申請が必要です。

ただし、申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって支給制限があります。

※請求者または児童が公的年金給付などを受給している場合は、その公的年金給付などの額が児童扶養手当の額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

※次の場合は手当てを受けることができません。

- ① 児童や父(母)などが日本国内に住んでいないとき。
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき。
- ③ 父(母)が婚姻しているとき。(婚姻の届け出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある時を含む)
- ④ 請求者が父(母)の場合、児童が母(父)と生計を同じくしているとき。(父(母)障害該当の場合を除く)

一時保育 金屋 こども教育課 こども教育班

保護者の出産や突然の疾病、育児疲れの軽減などの理由で一時的に子どもを預かる保育制度です。ご利用には事前登録と予約が必要になります。

対象児童	生後6カ月～就学前(小学校入学前)まで
実施場所	子育て支援センター(有田川町大字下津野245-1) ☎52-5474
実施時間	8:30～17:00(月曜～金曜)
事前登録 および予約	子育て支援センター(有田川町大字下津野245-1) ☎52-5474

病児保育 金屋 こども教育課 こども教育班

入院を必要としない程度の病状で、急性期～回復期にあたり家庭や集団での保育が困難なお子さまを一時的にお預かりします。ご利用には事前登録が必要になります。

▶ こぐまクラブ

有田川町大字天満305-4(平山こどもクリニック併設)
☎52-8667

対象	有田川町・湯浅町・広川町に住所を有していること 生後6カ月～小学6年生まで 保護者の就労、傷病、冠婚葬祭など社会的な理由により家庭での保育が困難な状態であること ※医師により受け入れが不可能と判断された場合は利用できない場合があります。
利用時間	8:30～17:30(土・日・祝・その他平山こどもクリニックの休診日はお休みです)

子育て支援センター

金屋 こども教育課 こども教育班

有田川町在住の0歳から就学前(小学校入学前)までのお子さまがおられる方への子育ての応援やお手伝いをしています。気軽に遊びに来てください。

活動内容	育児相談 手遊びや絵本の読み聞かせ 絵本の貸し出しなど
開室日	月曜～金曜
電話	52-5474/090-7966-1697
実施場所	有田川町大字下津野245-1



有田川町の市外局番は ☎0737 です

紀州っ子いっぱいサポート

金屋 こども教育課 こども教育班

きょうだいのうち第三子以降、または住民税所得割57,700円未満の世帯の第二子以降で、保育所等に入所している児童の保育利用料は免除となります。

また、小学生以下の児童を3人以上養育している世帯で、就学前児童の一時預かり事業、病児保育事業などの利用料を年間最大15,000円まで助成します。

在宅育児給付金

金屋 こども教育課 こども教育班

0歳児を在宅で育児する多子世帯に給付金が支給されます。

◆ 対象者

育児休業給付金を受給していない世帯および生活保護を受けていない世帯、暴力団関係者でない世帯で、次の要件をすべて満たす乳児がいる世帯。

- (1) 有田川町内に住民登録を有すること
- (2) 生後2カ月を超え、満1歳に満たないこと
- (3) 属する世帯内の第二子以降であること
- (4) 第二子の場合、市町村住民税所得割合算額が77,101円未満であること
- (5) 保育所等に入所していないこと

◆ 支給額

対象となる乳児1人あたり月額30,000円(最大10カ月分)



子育て・教育



〈 告 告 〉

3歳からの英会話

外国人講師の発音ですぐに英語に慣れます。

Hello !!
My name is Mio.
I'm three.
How are you?

Hello !!
I'm Saori.
Mio is my friend.
Nice to meet you.

英検準会場
登録団体
認定教室

無料体験
クラス

英検1級～5級対策クラスもあります
外国人講師による**アダルトクラス**もあります

カナダ英会話教室

お問い合わせ：江川真知子 有田川町水尻 812
080-5300-1882

特別児童扶養手当

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

障害者福祉の欄(50ページ)をご覧ください。

育児用品等購入費助成

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

有田川町では、子育てを支援するために、育児に必要な用品の購入費の一部を助成します。

◆対象者

有田川町内に住所を有する6歳未満のお子さまの保護者であり、購入時に有田川町内に住所を有する保護者。

◆対象品目

チャイルドシート、ベビーカー、ベビーベッド、抱っこ紐、ベビーチェア、バウンサーのうち2つ以内(同じ品目が2つでも可)

◆助成額

- 1つめ:購入した費用の半額(上限1万円)
- 2つめ:購入した費用の半額(上限5千円)

◆申請時に必要なもの

- ☒ 申請者名義の銀行口座の写しなど
- ☒ 領収書(申請者氏名、購入商品名、金額購入日が記載されたもの)
(※宛名が苗字のみ、またはレシートタイプは不可)
- ☒ 安全基準を満たしていることが確認できるもの
※チャイルドシートのみ
※お子さま一人につき、申請は1回限り

児童虐待

金屋 健康推進課 家庭支援総合センター

虐待かもしれないと疑いを持ったら、迷わず下記相談機関へ連絡してください。

相談・通告についてはプライバシーを尊重し秘密を守ります。

●児童相談所全国共通ダイヤル

☎189(いちはやく)

●和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

☎073-445-5312

●有田川町 家庭支援総合センター

☎32-9762(直通) 平日8:30~17:15

☎22-4503(健康推進課)

※役場代表番号に転送されることもあります。

緊急を要するときは迷わず110番【警察】へ連絡してください。

第3子以降出産祝金

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

有田川町では子育ての支援と本町への定住促進を図るために、第3子以降の子を出産したことに対して出産祝金を支給する制度があります。

◆対象者

この制度は下記の要件を満たしている方(母親)が対象になります。

①第3子の出産前および出産後それぞれ1年以上、有田川町に住民票があり実際に居住しており、今後も定住する意思があること。

②基準日(第3子出生日の1年後)に3人以上の子を養育していること。

※第1子および第2子が実子ではなく夫の連れ子などである場合は養子縁組をしていることが要件です。

※対象と思われる方に対し案内を送付します。

◆支給額 25万円

母子父子寡婦福祉資金貸付金

金屋 やすらぎ福祉課 福祉班

母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に経済自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉の推進することを目的として貸し付けられる資金です。修学資金・就学支度資金・技能習得資金などの種類があります。



学校教育

金屋 こども教育課

小・中学校

▶就学時健康診断

小学校に入学する幼児を対象に、前年の秋ごろに健康診断を行います。

▶就学通知書

小中学校への入学は2月上旬に、入学する学校名を指定した就学通知を送付します。入学期日は、別に学校長から通知があります。

▶転入学について

◆町内の学校へ転校するとき

町内での転居の場合、新住所の学区に転校することになります。

◆町外の学校へ転校するとき

住民課で「住民異動届(転出)」を届け出た後、在学中の学校で在学証明書、教科書給与証明書を受け取り、新住所の教育委員会で転入学の手続きを行ってください。

また、有田川町教育委員会にもその旨の連絡をください。

社会教育

金屋 社会教育課 社会教育班、スポーツ青少年班 文化情報班(地域交流センターALEC)

公民館事業

公民館は生涯学習の拠点施設として、住みよい地域づくり、人々のつながりを深めるための話し合いや行事に利用したり、学習を通して趣味を広げたりするなど豊かな生活に役立つさまざまな活動の場を提供しています。



☆各年度の事業の詳細については、公民館ガイド(各戸配布)をご覧ください。

芸術・文化事業

芸術・文化活動を積極的に推進するための行事やイベントを開催し、各種団体育成や文化向上のために事業を展開します。

●文化協会…自分の趣味や特技を活かしてさまざまな活動をしています。



文化財保護事業

文化財は先人が残してくれた世界の宝物です。その歴史的背景を知り、保存・活用し、価値を認識することは、未来のまちづくりを模索する重要な活動です。わたしたちの宝である文化財を調査し、保存することは、学習資料や未来への道しるべとして活用されます。

周知の埋蔵文化財包蔵地(古墳・遺跡など)において、土木工事などの各種開発行為を実施する際には、文化財保護法の規定に基づき届け出を行う必要があります。(71ページ参照)

青少年健全育成事業

青少年健全育成のために、青少年関係団体との連携やサービス団体などへの情報の提供を図ります。また各種講座や宿泊、自然体験など、体験学習の充実と拡大を図り、成長過程と相まって心身共に豊かな発達を促し、自ら考え学び、生きる力を身に付けて意欲的に自立するように支援するため、多様な学習機会を提供しています。

生涯スポーツ推進事業

スポーツは、人生を楽しく充実したものにしてくれます。年齢や体力、目的にかかわらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツに親しめる、それが生涯スポーツです。健康で笑顔のあふれる暮らしづくりのため、施設の整備や有効活用を図り計画的な諸事業を実施します。市民のスポーツ・レクリエーション活動のために社会体育施設および学校体育施設を開放しています。施設の利用などにつきましては、お問い合わせください。

人権推進事業

一人一人が自立した人間としての尊厳を自覚し、互いを認め合いながら共生することのできるまちの実現を目指し、総合的な人権施策、人権教育及び人権啓発を推進します。



有田川 Library

金屋 社会教育課 文化情報班

有田川町地域交流センター(ALEC)

誰もが気軽に雑誌や漫画が楽しめる、親しみやすいライブラリーです。喫茶コーナーも設置されています。

所在地・連絡先	下津野704 ☎52-4730
開館時間	10:00~19:00(火曜~金曜) 10:00~17:00(土・日・祝)
休館日	月曜(月曜が祝日の場合、翌日が休館日)

有田川町立金屋図書館

児童向け図書サービスが中心で、おはなし会や絵本作家さんによるワークショップなど、多角的に子どもと本の橋渡しをしています。

所在地・連絡先	金屋7 ☎32-5789
開館時間	10:00~17:00
休館日	月曜・祝日

有田川町しみず図書室

一般書・児童書をバランスよく揃え、小さなお子さまから、おじいちゃんおばあちゃんまで、幅広い年齢層の皆さまにご利用いただける自然の中の静かな図書室です。

所在地・連絡先	清水430-1(八幡中学校内) ☎25-1788
開館時間	9:00~17:00(火曜~土曜) ※12:30~13:30(休室)
休館日	日曜・月曜・祝日

ポッポ絵本館

駅舎をイメージして建てられた建物の中には、約2,000冊の絵本がある読み聞かせスペースと、貴重な絵本の原画が見られるちいさな駅美術館があり、大人から子どもまで楽しんでもらえます。

所在地・連絡先	下津野704(ALEC敷地内) ☎52-4730
開館時間	10:00~16:00
休館日	月曜(月曜が祝日の場合、翌日が休館日)



公衆衛生の豆知識

正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。 ・時計や指輪は外しておきましょう。



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。



正しいマスクの着用



出典: 首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」「ほかの人にうつさないために」(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)より加工・編集して作成



生活環境

ごみ・資源物の収集

吉備 環境衛生課 清水 建設環境室 環境係

計画収集

- 各地域のごみ収集日程については"家庭ごみ総合案内"をご覧ください。
- "家庭ごみ総合案内"をお持ちでない方は、最寄りの庁舎までお越しいただければお渡しいたします。
- 計画収集(日時を決めて収集)で収集するごみは一般家庭から生じるごみで、種類は次のとおりです。

種類	頻度(地域により異なります)
燃えるごみ(焼却処分)	週1回または2回
燃えないごみ(埋立処分)	月2回
プラスチックごみ(リサイクル)	週1回または2回
資源ごみ(リサイクル)	
空き缶	月2回から年2回
空きびん	月2回から年2回
古紙など	月2回から年2回
ペットボトル	月1回から年2回
雑紙	月1回から年2回

※一部の地域によっては、特別に決められた曜日などがありますので、各地区の役員にご確認をお願いします。

- 計画収集以外で町が集めるごみは次のとおりです。

種類	備考
粗大ごみ(埋立処分【一部リサイクル】)	年1回無料回収を予定
小型家電(リサイクル)	役場庁舎などに収集ボックスを設置
在宅医療廃棄物(一部を除く)	随時
使用済乾電池(リサイクル)	ごみステーションなどに専用ボックスを設置

- 直接持ち込めば処理できるごみは次のとおりです。

種類	搬入先
左記の燃えるごみおよび燃えないごみ	環境センター
粗大ごみ	環境センター
プラスチックごみ	プラスチック収集場

※環境センター・プラスチック収集場ともに100円/10kgの処分料が必要です。

- 町が収集できない(しない)ごみは次のとおりです。専門業者などにご相談ください。

種類	備考
商店・事業所・工場から生じるごみ	事業系廃棄物として処理
農林水産業から生じるごみ	事業系廃棄物として処理
在宅医療廃棄物(一部)	注射器など
ポリ塩化ビニル(塩ビ)製品	波板・水道管など
ロープ・テープなどの長尺物	処理困難物
シート・マットなどの面積が広い物	処理困難物
岩石・金属塊・硬い金属製品	処理困難物
リサイクルが義務化されてる物	
家電リサイクル4品目	冷蔵(凍)庫・エアコン・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機
PCリサイクル対象製品	PCリサイクルマークが貼付されたもの
リサイクル対象消火器	スプレー式を除く
自動車・二輪車および関連部品	自動車・二輪車リサイクルによる

※その他環境センターなどで処理できない物は"家庭ごみ総合案内"をご参照ください。

太陽光発電・太陽熱利用設備導入補助

吉備 環境衛生課 清水 建設環境室 環境係

循環型社会の構築と自然エネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電や太陽熱利用設備を設置するための補助制度を設けています。

コンポスト容器無料貸与制度

吉備 環境衛生課 清水 建設環境室 環境係

生ごみを利用して堆肥に変えるコンポスト容器を無償貸与する制度があります。

生ごみ処理製品購入費補助

吉備 環境衛生課 清水 建設環境室 環境係

新たに生ごみ処理容器、生ごみ処理機を購入する場合は、補助制度があります。

公害特定施設および特定建設作業の届け出

吉備 環境衛生課 清水 建設環境室 環境係

町内全域において騒音規制法・振動規制法および和歌山県公害防止条例に基づく公害特定施設(騒音・振動)・特定建設作業の届け出が必要です。
※なお、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下および悪臭については県知事の許可が必要です。
※製造工場などにおいては、公害防止組織の整備が必要となる場合があります。

ペット

吉備 環境衛生課 清水 建設環境室 環境係

- ▶犬を飼い始めたときは、届け出が必要です。

犬の登録手数料1匹につき3,000円

- ▶狂犬病予防注射

年に一度は、狂犬病予防注射を受けさせてください。
集団予防注射の日程は、広報などでお知らせします。
動物病院などでも受けることができます。
●動物病院で狂犬病予防注射を行った場合は注射済証の発行を受けてください。

- ◆狂犬病予防注射済票発行手数料 550円

- ▶犬が死亡したとき、飼い主が住所変更したときは、環境衛生課へ届け出てください。

手数料は不要です。

- ▶鑑札を紛失した場合は、再発行手数料1,600円が必要です。

犬を飼う

- ▶猫は迷子札をつけて、トイレトレーニングをして室内で飼いましょう。

猫を飼う

- ▶飼い犬・飼い猫の去勢・避妊手術への補助制度があります。

※道路など公共用地で、所有者不明の小動物(犬・猫など)が死亡している場合は、連絡してください。

猫を飼う

生活環境

〈広告〉

環境を守ること＝未来を育てること

鉄くず・非鉄原料・産業廃棄物・古紙など 一度ご相談ください

株式会社 古勝

吉備工場 和歌山県有田郡有田川町天満 38
TEL 52-2002 FAX 52-7190

湯浅工場 和歌山県有田郡湯浅町湯浅 1671-1
TEL 63-1131 FAX 62-2112

【環境を守る事＝未来を育てる事】と私達は考えます。

製鉄原料・非鉄原料・製紙原料

産業廃棄物収集運搬・中間処理業

一般廃棄物収集運搬・処理業

〈広告〉

上田衛生

有田川町徳田 1218-3

(TEL・FAX)
52-4582



斎場

吉備 環境衛生課 清水 建設環境室 環境係

斎場については、下記の施設があります。

有田聖苑	有田川町大字吉見385-1	☎52-3055
清水斎場	有田川町大字清水1038-8	☎25-1598

※清水斎場をご利用の場合は、清水行政局建設環境室環境班にお問い合わせください。

☎52-2111(代)

上水道事業

吉備 金屋 有田川町水道課 清水 建設環境室

水道の使用を開始するとき

アパート・マンションなどに引っ越してきたときなど、水道の使用を開始するときは、開始届を提出してください。

水道の使用を中止するとき

転出・引っ越し・長期間水道を使用しないときは、中止届を提出してください。

中止の手続きがない場合は、水道使用の有無に関わらず、料金およびメーター使用料をいただきますのでご注意ください。

水道を新設するとき

水道を新設するときは、給水装置工事申込書を提出していただく必要がありますが、事前に上記担当課および指定給水装置工事事業者に相談してください。(給水装置工事申込書、加入者分担金などが必要です。また、給水管引き込み工事費などが別途必要となります)

使用者を変更するとき

売買や相続などにより水道の使用者を変更するときは、使用者変更届を提出してください。

〈 広告 〉

有田川町指定上下水道工事店

吉 田 水 道

公共下水設備工事
水まわりのリフォーム・
一般配管、管理



有田川町天満678-1

☎(0737)52-2375

所有者を変更するとき

売買や相続などにより水道の所有者を変更するときは、給水装置所有者変更届を提出してください。

家庭内の水道工事をするとき

水道メーターより家庭内側の工事をするときは、町指定の工事業者(指定給水装置工事事業者)に依頼してください。

水道料金(消費税込み)

用途別	基本水量		超過料金	
	水量(m)	料金	水量(m)	料金(1mにつき)
家事用	10	1,540円	11~100まで	154円
			101~	187円
営業用	10	1,870円	11~100まで	187円
			101~	220円
特殊用	20	5,500円	21~	330円

メーター使用料(消費税込み)

メーター口径	料金	メーター口径	料金
13mm	110円	40mm	440円
20mm		50mm	3,300円
25mm	231円	75mm	3,740円
30mm	385円		

※水道課事務所は、役場庁舎とは別の場所にあります。詳しくは78ページをご覧ください。

水道料金のお支払い

●料金のお支払いは毎月23日(23日が休日の場合は翌営業日)

◆料金のお支払い方法

納入通知書、口座振替、クレジットカード払いから選択できます。

▶①納入通知書による支払い

毎月15日頃に納入通知書を送付しますので、納入通知書の裏面に記載しているコンビニエンスストア(納期限内のみ)、取扱金融機関等でお支払いください。スマートフォン決済でもお支払いいただけます。

▶②口座振替による支払い

下記の金融機関窓口でお申し込みができます。(紀陽銀行・ありだ農業協同組合・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行)
※お客様から金融機関へ口座振替依頼書を提出した後、水道課へ依頼書が届いた分について、口座振替になります。振替口座を変更する場合も手続きは同じです。

▶③クレジットカード(継続払い)による支払い

ご使用者様に登録手続きをしていただきます。手続きは、パソコンまたは携帯電話等から、「Yahoo!公金支払い」(<https://koukin.yahoo.co.jp/>)から行ってください。



漏水対応について

水道メーターより家庭内側で水道管が破損等により漏水していた場合、水道使用者様ご自身で修理していただきます。まず、水道の元栓を閉めて、破損部分がわかれば、テープや布等で巻きつけ、応急処置をし、そのまま「有田川町指定給水装置工事業者」に修理の依頼をしてください。(修理費用は、水道使用者様のご負担となります。)

下水道事業

吉備・金屋 吉備浄化センター「水ホタル」内 下水道課 清水 清水行政局 建設環境室

公共下水道事業

- ◆利用できる地域
吉備地区の下水道供用開始区域
- ◆受益者負担金(新規加入時) 30万円
- ◆使用料(月額)
基本料金(10m²まで) 1,320円
以後1m²増えるごとに132円(消費税込)
供用開始後3年以内に接続し、一定の条件を満たした場合に早期接続奨励金を交付しています。

農業集落排水事業

- ◆利用できる地域
田殿地区(田口・大谷・井口・賢・船坂・出の一部)
徳田地区(奥徳田・秋葉・上徳田の一部)
熊井・奥地区
吉見地区
吉原地区
- ※令和4年4月以降順次、公共下水道への統合を予定しています。

◆受益者分担金(新規加入時) 30万円

◆使用料(月額)
基本料金 1,650円/戸
排水料金 660円/人(消費税込)



簡易排水事業

- ◆利用できる地域
栗林地区
- ◆使用料(月額)
基本料金 1,650円/戸
排水料金 660円/人(消費税込)

各排水事業利用にあたっての注意

- ①宅内配管工事を行う場合は有田郡市内の排水設備指定工事店に依頼してください。
- ②記載の地域でも利用できない区域があります。
- ③各使用料は令和3年4月1日現在における一般家庭の1カ月の使用料です。

合併処理浄化槽

個人住宅に合併浄化槽設置を検討している場合は、事前にご相談ください。

〈 広告 〉

地域と共にー。

法面・植生・建設・工事

Ⓚ小川建設株式会社

有田郡有田川町小川300-2

TEL(0737)32-4016
FAX(0737)32-4110

総合建設業

小堀建設

有田川町庄843-4

TEL 0737-52-5745
FAX 0737-52-5745

地元の建設業者です。

総合建設業

マトバ商店

有田川町上中島783-1

TEL 0737-52-5803
FAX 0737-52-5806

消費生活相談窓口について

金屋 商工観光課 **清水** 産業振興室

近年、振り込め詐欺(オレオレ詐欺)や悪徳商法などは、悪質巧妙化しており、さまざまな手口を使い突然わたしたちの身にふりかかってきます。不安や疑問に思った時は、勇気を出して断りましょう。そして、一人で悩まずに相談することが大切です。家族、友人、相談窓口はあなたの味方です。トラブルに巻き込まれたときはすぐに連絡をしましょう。

相談窓口

- 金屋庁舎 商工観光課 または 清水行政局 産業振興室
☎52-2111(代表)
FAX32-9555(商工観光課)、25-9005(産業振興室)
- 和歌山県消費生活センター ☎073-433-1551
- 消費者ホットライン ☎188

藤並駅東口駐車場無料券発行サービス

吉備 企画調整課

藤並駅から天王寺以遠への往復特急列車に必要な切符を購入された方を対象に、「藤並駅東口駐車場を48時間無料」でご利用いただけるサービスです。

◆利用方法

- ①藤並駅東口駐車場に入庫し、駐車券を受け取る。
 - ②購入した藤並駅発の往復特急券と駐車券を藤並駅観光案内所に渡して割引手続きを受ける。
 - ③駐車券を受け取り、特急列車で出発する。
 - ④帰着後、割引を受けた駐車券で駐車場から出庫する。
- ※先着1日10台限定です。
※藤並駅観光案内所の営業時間外に受け付けることはできません。
※藤並駅東口駐車場限定のサービスです。西口駐車場では、サービスを受けられません。
※電話等での事前予約はできません。

コミュニティバス

吉備 企画調整課 **清水** 総務政策室

コミュニティバスは交通空白地域の解消や、公共施設へのアクセス改善を図ることなどを目的として運行しています。有田川町では金屋地域や清水地域で運行していますので、ぜひご利用ください。

- ◆運賃…大人300円 こども150円
- ※ご本人の身体障害者手帳および運転経歴証明書を降車時に提示することで、運賃が半額になります。

ふるさとづくり補助金

吉備 企画調整課

地域のいろいろな資源などを活用して、地域づくりを行う団体に補助金を交付します。地域を活性化しようと考えていらっしゃる皆さま！お気軽にご相談・ご利用ください。

◆補助対象事業

公園などの整備、自然環境や文化財の保全、地域づくりのためのイベントなど

◆補助率

補助対象経費の2分の1以内

◆補助限度額

対象事業により上限が変わります
(10万・30万・50万以内)

有田川町ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)

吉備 企画調整課

概要

有田川町には、人や自然、産業、伝統文化など、さまざまな「きらめき」を感じる魅力があります。また、その「きらめき」をさらに拡大させていく取り組みを進めていくため、「有田川町ふるさと応援寄附金」(ふるさと納税)制度を設けております。

お寄せいただいた寄附金は、有田川町の将来像の実現に向けた取り組みである5つのテーマの事業に活用させていただきます。

- (1)だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現事業
- (2)地域の特性を活かした産業・観光の活性化事業
- (3)自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備事業
- (4)可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進事業
- (5)住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり事業

町内温泉施設「シルバー割引」について

金屋 商工観光課 **清水** 産業振興室

有田川町では、高齢者の健康増進や交流などを目的とした温泉入浴券のシルバー割引を実施しています。

有田川町に住所があり、翌年の4月1日までに65歳になられる方が対象です。(対象の方は4月1日より交付いたします。)

該当される方は『シルバー証明書』の交付申請をしてください。**半額**で「かなや明恵峡温泉」・「しみず温泉」に入浴していただけます。
※申請には「身分証明書」が必要です。

情報公開

吉備 **金屋** **清水** 各担当課

情報公開における開示は、各担当課で受付します。

消火器について

有田川町消防本部、吉備金屋消防署、清水消防署

次のような消火器は、点検または廃棄、リサイクルをおすすめします。

- (1)「耐用年数」を過ぎている消火器(交換奨励年数は消火器ラベルに明記しています。)
 - (2)さびたり、腐食したりしている消火器
 - (3)大きな傷や変形した箇所がある消火器
- 消火器は一般のゴミ回収には出せません。

また、リサイクルシールが貼付されていない消火器をリサイクル・廃棄する際は、既製品用リサイクルシールが必要となります。リサイクルシールは特定窓口または指定引取場所にて購入することができます。詳しくは、下記(有田川町消防本部予防課)まで、ご相談ください。(☎0737-52-7199)

悪質な訪問販売にご注意！

有田川町消防本部、吉備金屋消防署、清水消防署

不正な消火器の訪問販売や点検が多発しています。事業所や工場、一般家庭に設置されている消火器に対して、点検業者と名乗る者が言葉巧みに署名させ、高額な料金を請求される被害が増加しています。

また、住宅用火災警報器も全国での義務化に便乗した不正訪問販売などの悪徳商法事案も報告されていますので、ご注意ください。



たき火による火災について

有田川町消防本部、吉備金屋消防署、清水消防署

有田川町内では、たき火などが原因の火災が多く発生しています。風の強い日や空気が乾燥した日にたき火を行い、火の粉が飛び燃え広がったり、消火が不十分であったりと、「ちょっとした注意不足」から大きな被害に及ぶこともあります。火の取り扱いには十分注意してください。

火災とまぎらわしい煙または火災が発生するおそれのある行為を行う場合は、消防署へ届け出が必要です。ただし、この届け出をもってたき火などを許可するものではありません。



地籍調査

吉備 税務課 **金屋** 地籍調査課 **清水** 産業振興室

「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。地籍調査は国土調査法という法律に基づき、町が主体となって一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量することです。その成果は法務局に送られ、これまでの登記簿、地図(公図)が更新されることになります。

地籍調査終了地区では、一筆の土地の形や面積、周辺の地図を閲覧していただくことや、地図が必要な場合は交付することができます。

◆地籍調査の成果に関する資料の交付手数料

地籍集成図	A3判以下	1枚	200円
	A3判超え	1枚	500円
一筆図		1図形	200円
(磁気ディスクなどへの入力は、図形ごとに100円加算)			
地籍調査の成果に関する証明		1件	200円

広聴

吉備 総務課
清水 総務政策室 総務政策班

行政に対する住民の意見を反映するために、広聴活動をおこないます。



農業

金屋 産業課
清水 産業振興室

ふれあい農園

- ◆料金 1区画(30㎡) 1カ月2,090円
(2区画目分から半額になります)

農地の売買、貸借、転用

農地の売買、貸借、転用には、農業委員会の許可が必要です。事前にご相談ください。
※地目が田畑の土地だけでなく、現況が農地であれば全て許可が必要です。
※道路や資材置場にする場合も許可が必要です。

農業者年金

農業者の老後の安定のために農業者年金に加入しましょう。お気軽にご相談ください。

新規就農者に対する施策

▶ 農業次世代人材育成投資事業

50歳未満の新規就農者(農業経営者に限る)に対し、就農不安定期間の所得確保のための給付金を給付する支援(最長5年間)

地域の団体などに対する施策

▶ 中山間地域等直接支払交付金事業

中山間地域などの条件不利地域(傾斜地など)と平地とのコスト差(生産費)に対する支援

▶ 多面的機能支払交付金事業

多面的機能を支える地域の共同活動などに対する支援

▶ 環境保全型農業直接支払交付金事業

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加のコストに対する支援

▶ 有害鳥獣被害防止対策事業

- サル、イノシシ、シカ対策用の防護柵を設置する団体に対する支援
- 狩猟免許取得に対する支援
- 有害鳥獣捕獲者に対する報償費の支給
- アライグマ捕獲檻の貸出

農地中間管理事業

農地中間管理機構(和歌山県農業公社)と県内全JAなどの関係機関が連携し、規模縮小農家などから農地を借り受け、規模拡大したい担い手農家や新規就農者へ農地の集積を進める事業です。農地を貸したい方と借りたい方の間に農業公社が介在するので安心して農地の貸し借りが行えます。

また、一定の要件を満たせば支援を受けることもできます。



林業

金屋 林務課
清水 産業振興室

林業従事者に対する施策

▶ 林業機械購入補助金

チェーンソー等の林業機械の購入費用の一部を補助します。

▶ 新規就業者に対する奨励金

町内で林業作業員として正規雇用された方に対して、就業一時金を支給するとともに、2年間にわたり奨励金を支給します。

各種補助金

▶ 危険木伐採事業補助金

住宅への倒木被害を未然に防ぐため、周辺の危険木を伐採・撤去する費用の一部を補助します。
(庭木等、山林以外に植えられた危険木は対象外となります。)

▶ 薪ストーブ等設置補助金

新たに薪ストーブを設置するための費用の一部を補助します。

届出が必要です

▶ 森林の所有者が変わったら

新たに森林の土地の所有者となった方は、法律により土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町村への届出が義務付けられています。
※ただし、以下の場合は届出の対象外となります。
・国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している場合。
・地域森林計画区域外の森林の場合。

▶ 森林の木を伐採するとき

地域森林計画区域内で森林の立木を伐採または開発する場合、森林法に基づく伐採の届出や開発の許可申請が必要です。畑の裏の雑木林を伐採する場合や、森林を伐採して太陽光パネルを設置する場合なども該当します。無届けや無許可による伐採をした場合、罰金に処せられる場合があります。

商工・観光

金屋 商工観光課
清水 産業振興室

起業支援事業補助金

20歳以上40歳未満の新規創業者に対して支援します。

特産物開発奨励補助金

町産の農林水産品を利用してお土産品を開発する取組を支援します。

商品ブラッシュアップ促進補助金

既存の商品に改良を加え、新たな販路開拓を目指す取組を支援します。